

「徳島藩蜂須賀家の鳴門海峡支配」

根津 寿夫

はじめに

鳴門海峡は徳島県鳴門市と兵庫県南あわじ市との間にある海峡で、古代には南海道が通った海上の道だった。阿波の玄関口にあたる鳴門撫養は古代・中世より栄えた港であり、撫養から北泊に至る小鳴門海峡を擁し瀬戸内海の海上交通においても要衝であった。

その重要性を認識した蜂須賀家政は、天正13（1585）年に阿波国を拝領すると、一門の家老、益田氏を撫養城番に配置し、その支配を進めていった。加えて、元和元（1615）年に大坂の陣の軍功により淡路国が増加されると、同国との連携支配が急務となり、阿波国の撫養と淡路国の福良を結ぶ鳴門海峡がさらに重視され、海上交通路や港などが整備された。

以上のような経過を踏まえ、ここでは阿波・淡路両国の大名である蜂須賀家が鳴門海峡をどのように治めていったのか、またその特質はどのようなものであったか探ってみたい。

当該地域においては、阿波・淡路間を結ぶ鳴門海峡に加えて、北泊・撫養間の小鳴門海峡が存在する。特に後者は安定した航路で、瀬戸内海から淡路・大坂方面への海上交通路として多用されたので、鳴門海峡をタイトルに設けているが小鳴門海峡も含め考察する。

1. 徳島藩主蜂須賀家

はじめに阿波・淡路の大名蜂須賀家についてふれておく。蜂須賀家は、尾張国海東郡蜂須賀村出身の豪族である（1）。正勝（1526～1586）は美濃の斉藤氏や織田信長に仕え、後に豊臣秀吉に従い、天正9（1581）年に播磨国龍野城主として5万3千石を給された。天正13（1585）年には、嫡子家政（1558～1638）とともに四国攻めに参陣し、その功により家政が阿波国を拝領した。慶長5（1600）年関ヶ原の戦いでは、当主家政は所領阿波国を豊臣家に返上し高野山に入ったが、嫡子至鎮（1586～1620）が東軍に属したため阿波国領有を安堵された。元和元（1615）年、大坂冬の陣の戦功により淡路国7万石余が増加され、これにより阿波・淡路両国25万7千石となり、近世期の徳島藩蜂須賀家の領知高が確定した。

蜂須賀家は外様・国持の家格を有し、江戸城の殿席は大広間席、官位は従四位下・侍従で、阿波守または淡路守を名乗った。

正勝の血筋は7代宗英までで、その後は養子相続が続いた。8代宗鎮・9代至央は高松松平家から、10代重喜は秋田佐竹家からの養子で、13代斉裕は将軍徳川家斉の第22男であった。

初代至鎮の正室氏姫は徳川家康養女（実は曾孫）。大坂の陣の戦功により松平姓を許され、これ以降、公式には「松平阿波守」または「松平淡路守」と名乗った。また2代忠英以降は、慣例として元服時に将軍から片諱を拝領した。

蜂須賀家は豊臣取立大名という出自を持ちながら親徳川の大名として足元を固め、幕藩制社会に歩みを始めていくのである。

徳島藩主蜂須賀家略系図

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14
 正勝—家政—至鎮—忠英—光隆—綱通—綱矩—宗員—宗英—宗鎮—至央—重喜—治昭—齊昌—齊裕—茂韶

(数字は徳島藩主の代数、また二重線は養子関係を示す。)

2. 蜂須賀家における領域支配と鳴門

(1) 前史 —土佐泊の森家—

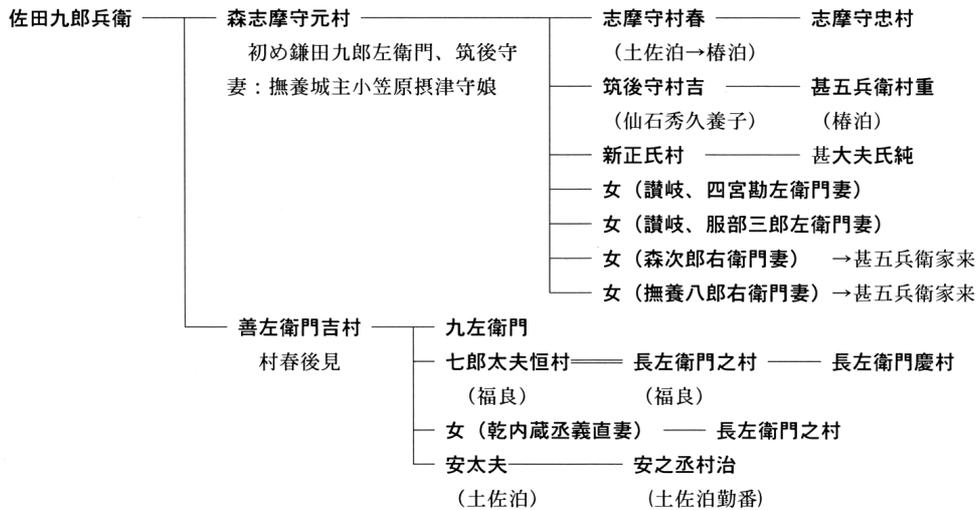
天正13 (1585)年、阿波国に蜂須賀家政が入封したが、それ以前の鳴門、特に土佐泊の森氏についてふれておく。

森氏は本姓は藤原で俵 (田原) 藤太秀郷の末裔とされる (2)。家祖とされる佐田九郎左衛門 (のち九郎兵衛) は因幡より阿波に移り、阿波国守護細川家の重臣森飛驒守と久米安芸守の取次ぎにより同家に仕え、名東郡西黒田村 (徳島市国府町) で38貫を領した。しかし、後に所領を没収され、松永久秀に仕えたが程なくして久秀のもとからも離れた。

森氏が阿波の豪族として根付くのは次の元村からである。西黒田村に生まれた元村は、森飛驒守の姓を譲り受け森志摩守と名を改めた。天文年間の初め、讃岐の諸将が伊予の河野氏と呼応し、阿波に侵攻するという報せを受け、侵攻に備えた。この時に築城された板東郡土佐泊城に元村が、北泊城には四宮和泉守がそれぞれ入った。元村は積極的に打って出て、海路、讃岐国大内郡引田の寒川氏を攻めて勝利を得た。その後、元村は隠居し築後守と改め、嫡子村春に土佐泊城を守らせ、自身は板東郡沖野原 (鳴門市大津町) にあって近国の浪人を招き兵力を蓄えた。沖野原は、細川氏・三好氏のいた勝瑞城と阿波の玄関口にあたる土佐泊城を結ぶ吉野川の中継点にあたる軍事・交通の要衝であった。水軍の森氏は吉野川の本流を抑えていたことになる。

その一方で、元村は婚姻によって近隣の豪族と連携を強め土着の道を進めた。

森家略系図



(「古伝記」より作成)

森氏は三好氏の警固衆（3）として、三好氏内部で特定の位置を占めるとともに、前述のとおり撫養周辺を一族で固め、海域を独自に占有し出す。当時の森家の威勢は次のようであったという。

史料1（4）

「森ノ一族ハ土佐泊ト云堅固ノ地ヲ構エテ撫養表テ一円ニ一類ニテ堅メタリ、然ルニ撫養ハ阿州北郡ノ津也、是ニヨリ撫養ニ来リ商売亦ハ船ヲ他国エ買船スル者ハ森一統ノ家頼ノ如クナリテ兵糧・玉薬ノ料ヲ入ル、近国・他国ノ買船往来ニ以証文土佐泊ニ兵糧ヲ入ル、若是ニ不応者ハ、関船ヲ以テ押付ケ、悉ク虜トシテ掠メ取ル、世人土佐泊ヲ以テ志摩守カ関ト云」

関船とは軍船のことで、森家は水上での軍事力を有し一族で結束を固め、阿波の玄関口であり鳴門海峡の要衝土佐泊を自らの支配下に置いていたのである。世間では土佐泊を「志摩守カ関」と呼んだという。

天正9（1581）年の長宗我部元親の阿波侵攻にあたっては、森一族は土佐泊城にあって結束し、徹底抗戦の構えをみせた。

史料2（5）

「土佐国主長曾我部泰元親阿州ニ責入、國中過半降参ス、土佐泊ヲモ雖嚴攻、森一族岡崎・林崎ニ出向力戦シテ土佐泊ハ森一門ノ妻女或ハ家人ノ妻・下女ニ至迄甲冑ヲ帯、焼篝火勢土佐泊ニ籠リタルト見セテ、遂ニ元親ニ不隨、是故謀計ヲ以テ和睦雖乞不応之、委ク氏村譜在リ、爰省略、雖然自立難調故、村春播州姫路ノ城主羽柴秀吉卿へ援兵乞」

長宗我部元親が阿波に侵攻し阿波の武将は過半が降参し、森氏の居城、土佐泊城にも押し寄せた。未曾有の危機に森氏は団結し、女性たちは甲冑を着用し篝火を焚き大勢籠城しているように装い、男性はゲリラ戦に打って出た。その一方で、姫路城の羽柴秀吉に救援を求めたのである。元親の侵攻に先立って淡路の領主であった仙石秀久と誼を通じ、志摩守村春の弟村吉を秀久の養子に送りこんでいた。

土佐泊籠城戦勝は四国の覇者ともいえる長宗我部元親に唯一屈しなかった武将として森氏の名前を高めることになった。ゲリラ戦や女性に甲冑を着せ大勢にみせた籠城戦といった戦術に目が行きがちだが、淡路の仙石秀久やその主君羽柴秀吉と結びつくといった戦略こそ重視すべきだろう。それは、天下人に登りつつあった織田信長や豊臣秀吉などの動向や情報を逸早く入手できたからであり、それを可能にした海上交通が盛んで情報の集まる、鳴門の立地性にも注目しなければならない。

天正13（1585）年の四国攻めでは森氏は秀吉軍の先導役として活躍し、戦後、秀吉は森志摩守村春に「別而目をかけ、まへより取候知行ニ加増いたし可遣」（6）と直接指示した。新領主蜂須賀家政は、これを受け、村春に3千石を給したのである。3千石の所領は、阿波九城の城番・家老が5千石クラスであるので、家老に次ぐ高禄であった。

翌14年、村春は阿波の海上の押さえを命じられ、土佐泊より那賀郡椿泊（阿南市）に移住した。村春は朝鮮出兵に従軍し活躍したが文禄元（1592）年に戦死し、その跡を継いだ忠村も慶長17（1612）年に病没し、森宗家は途絶えた。

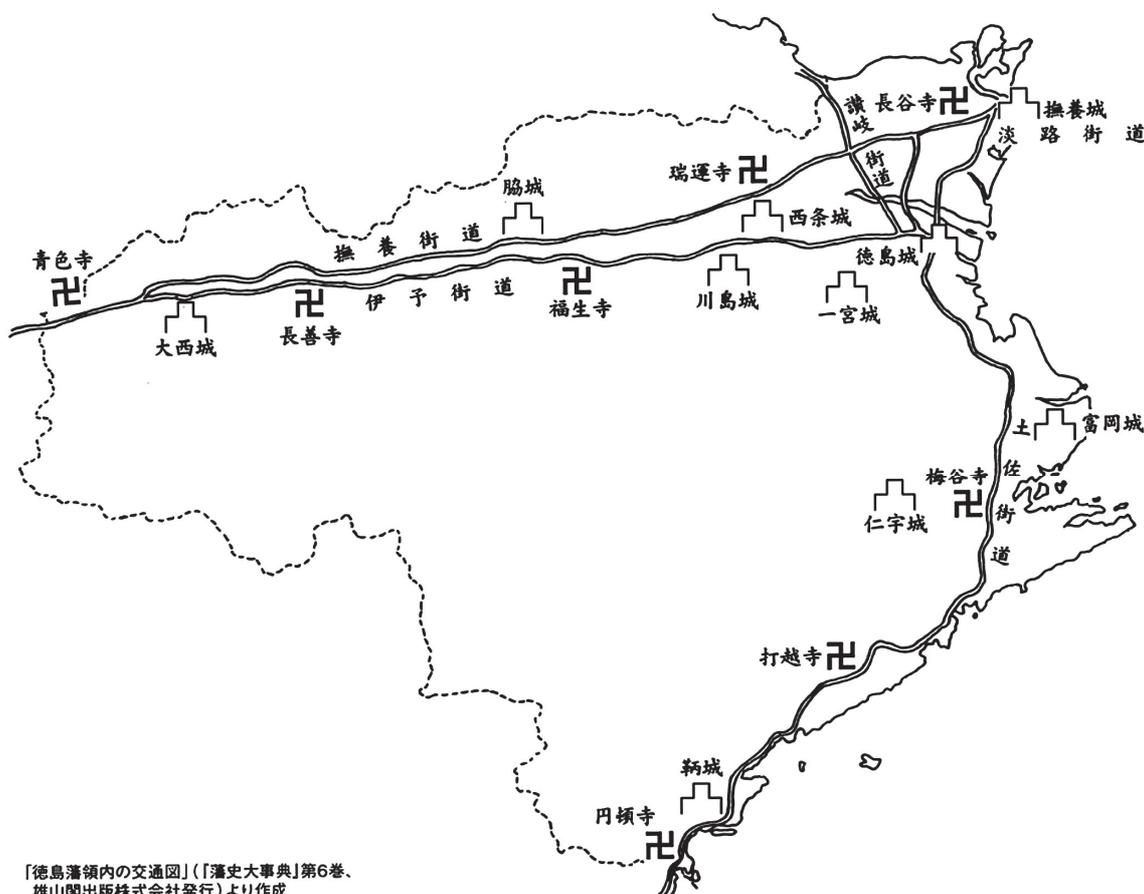
次男・三男にあたる甚五兵衛村重と甚大夫氏純は関ヶ原の戦い、さらには大坂冬の陣で活躍し、大御所徳川家康と将軍秀忠から感状を拝領した。これにより甚五兵衛が本家となるが、両家とも中老（知行は甚五兵衛家2,413石、甚大夫家1,016石）として代々海上方を務め、戦国時代以来、江戸時代を通じて水軍として存在したのである。

(2)阿波九城時代の鳴門

天正13（1585）年、阿波国を拝領した蜂須賀家政は、徳島築城を進めるとともに、徳島城以外の国内の要衝9ヶ所に重臣を置き領内の支配を進めた。

この阿波九城制は、山間部の土豪一揆や他領からの侵攻に備え、軍事体制によって領国を安定的に支配するとともに豊臣公儀の軍役を十全に負担することをねらいとしたものであった（7）。城番は、はじめは一宮城（徳島市）の益田宮内丞一正、西条城（阿波市）の森監物、撫養城（鳴門市）の益田内膳正正忠、川島城（吉野川市）の林図書助能勝、脇城（美馬市）の稲田左馬允植元、大西城（三好市）の牛田掃部助一長、富岡城（阿南市）の賀島主水正政慶、仁宇城（那賀町）の山田織部佐宗重、鞆城（海陽町）の中村右近大夫重友で、後に大西城に中村右近大夫重勝（重友嫡子）が、鞆城に益田豊後長行（一正嫡子）が入った。

阿波九城と駅路寺



蜂須賀氏の入封当初は、九城による連携体制は機能したと思われるが、慶長期に入ると城番の世代交代が進み、城番不在の城もあり、九城の連携機能は喪失して重臣の在城制となった。

大坂の陣後に出された、元和元（1615）年の一国一城令を受けて、城郭の構造物が破棄されたものと推定されるが、特定の城番は依然として城の麓の屋敷にあり在城制は続いた。そして、寛永15（1638）年の「一国一城令」（8）によって、稲田や賀島、中村といった城番たちは徳島城下に移転を余儀なくされたのである。ここに阿波九城体制は完全に消滅することになるが、それは幕令を梃子にしたものであった。

さて、撫養城番を務めた益田氏は、尾張の豪族の出で蜂須賀正勝に仕えた重臣であった。阿波九城の城番のうち、稲田氏や中村氏、林氏は豊臣秀吉に付けられた与力で、益田氏や賀島氏は蜂須賀家の一族筋にあたる。

初代内膳正正忠は正勝夫人大匠院の兄にあたり、撫養城番として初め3,590石、のち5,000石が給された。慶長9（1604）年に病没した。嫡子大膳正豊正が城番の職を継いだ、同14年に没した。3代目の正長は初め壱岐守、後に飛騨守を名乗ったが、寛永15（1638）年に家禄没収の処分を受けた。4代以降は中老で知行1,000石、さらに内膳正正忠の甥で鞆城番を務めた益田豊後長行の興した御家騒動（益田豊後事件）（9）により、益田姓の使用を憚り仁尾姓に改めた。

阿波の城郭のうち九城には顕著な特徴がある（10）。まず石垣が築かれていたことが挙げられ、従来の阿波の中世城館には石垣はなく、徳島城と九城に限定される。次いで、川沿いに立地し、河川を自然の堀として用いるとともに水上の道としても利用したことが指摘される。必然的に周囲に城下町が形成され、江戸時代には在方で商業を許された郷町として栄えていった。

撫養は古代から続く阿波の玄関口、港町であった。撫養城の役割は、阿波の玄関口である港湾都市撫養を掌握するとともに城下町として発展させること、海上交通の監視・取締りといった軍事・経済・交通に関わる重要事項であった。

大坂冬の陣勃発にもなつて発令された海上交通の取締り法令をみておきたい。

史料3（11）

「 覚

一撫養・北泊上下之舟相改一切通被申間敷候、殊上舟堅可被留事肝要に候、上下之舟両口へ来次第日々帳を付可置候、後々可達上聞候事

一舟留可申付旨被仰出通並本多上野介殿・板倉伊賀守殿御両所之折紙之趣、往還之舟に申渡、少も事不出来様に随分納得にて舟可指戻候、万一御法度を背罷通舟も候は、不及申成次第留可被申候

一若々大鳴門を落令通路舟も候は、成次第可被相留候、天気塩風により不相叶舟は可為其分候、両口日夜番堅被申付候儀専一に候者也

慶長十九寅十月廿八日

至鎮（御判）

益田壱岐守とのへ

」

「 以上

急度申遣候、其口船留之義付而、本上野殿重而被仰候は江戸より罷戻、諸国石船無異儀可相通旨被仰候、但船中相改不審成石船は通ましく、若女わらんべなどのり候は、留置、急度可申越候、大事之義候間、能々相改尤専一に候、勿論のほり舟之儀は何舟にても一切通申間敷候、謹言

十一月八日

阿波守至鎮（御判）

」

慶長19（1614）年の大坂冬の陣時における海上封鎖を、藩主蜂須賀至鎮が撫養城番益田壱岐守正長に命じた判物である。

1 通目は、10月の豊臣方との手切れのあと、撫養・北泊（小鳴門海峡）の通船を監視するとともに後日幕府へ報告するよう命じ、上方へ登る船を厳しく統制し海上封鎖を図っている。大御所家康の側近本多正純と京都所司代板倉勝重からの命令書を往来の船に示し、航行規制は幕府の命令であることを理解させ上方に登る船を返すよう命じる。もしも難所であった鳴門海峡を航行してきた船があった場合には、到着次第拘束するよう命じる。

2 通目は同年11月8日付けで、上記取締りを至鎮が具体的に言及したものである。江戸よりもどる石船（軍船、幕府方大名の軍船）は通船を許す。船中を調査し、不審船や女性や子供が乗船している場合には拘束し報告すること。上方へ登る船は、大名の船でも通行を禁止する。

戦時における撫養城番が担った役目が具体的に窺われる史料で、撫養・北泊間の小鳴門海峡、鳴門海峡の二つの水上の道を管掌し統制にあたったのである。この海域は大坂に至る瀬戸内海東部の水上交通の要衝であり、徳川幕府の大坂城・豊臣包圍網の重要な一角に位置していたのである。また、「若々大鳴門を落令通路舟も候は、」という表現からは、鳴門海峡の航行が著しく困難を伴うもので想定範囲外においていたことが窺える。

撫養城番の役目は、水上交通の監視や取締りといった軍事的な用務に加えて経済的なものもあった。慶長5（1600）年の関ヶ原の戦いの後、ようやく戦いのない平和が訪れ、領国内の殖産興業や新田開発が進展した。撫養城番の地域支配として注目されるのが塩田開発である。城番益田氏が播磨国荒井村（兵庫県高砂市）から七郎兵衛（のち馬居七郎兵衛）、五郎右衛門（のち大谷五郎右衛門）を招き、夷山の麓で塩浜を開いたのが始まりとされる。やがて「齋田四組」の大齋田・中齋田・大黒崎・小黒崎に塩浜が設けられ、慶長12年（1607）までに齋田・鋤島・南浜・北浜・竹島（高島）・三ツ島・安芸の神（明神）に塩浜が成立し「齋田七島」と称するようになった。その後も発展し撫養塩方は十二ヶ村となり、同所で作られた塩は「齋田塩」と呼ばれブランド化したのである（12）。

初代藩主蜂須賀至鎮の出した書状のなかには塩に関するものが散見する（13）。

史料4（14）

「板東郡幸多浜より上方へ差上塩船問之義、如前々可被申付候、とかく塩屋勝手次第、可有其沙汰候、恐々

慶長十五

十月十七日

益田壱岐守とのへ・同左兵衛とのへ」

齋田塩板東郡幸多浜（齋田浜）から上方へ送る塩船・問屋は従前のおりとし、塩屋の意向次第とする。つまり、藩主は塩屋の流通に関する従来からの權益を認め、保護していたことになる。益田壱岐守は3代正長、左兵衛は正長の叔父正順で父内膳正正忠の隠居領を相続し1,000石、後に鴉（仁尾）内膳と名乗った。前年相続したばかりの撫養城番益田壱岐守に齋田塩の流通についてあらためて命じた書状と考えられる。ここで注目されるのは、齋田塩の生産・流通に関する統制は撫養城番の職務だったことである。

阿波九城の城番は軍制上の役職であり、池田大西城番の牛田掃部助に限っては、天正14（1586）年7月25日付けで蜂須賀家政から「定條々」（15）が発令され職務が明文化されているが、必ずしも他の城番に敷衍することはできない。この書状写からは、撫養城番が地域の特産物の生産・流通に関わっていたことが明らかであり、城番の職務内容を考察する上で興味もたれる。

なお、撫養城番益田壱岐守は、寛永15年（1638）に酒狂により家禄没収となり、同年の「一国一城令」を待たず改易となった。

(3) 領国統治期における鳴門

城番制が廃止され、軍事による支配体制が払拭されたことにより、寛永末年から正保年間にかけては地方支配機構が整備され、領国統治体制が進展した。

① 岡崎十人衆

少し遡るが、撫養城番の配置にともない設けられた岡崎十人衆（16）についてふれておく。

岡崎十人衆は、蜂須賀家政入国の翌年、天正14（1586）年3月22日に、里浦と林崎浦から各5名が召し出された淡路渡海の渡守であった。他領ではあったが淡路への航路が重要視されていたことが分かる。十人衆は同19年に岡崎に移住し、彼らの居住地を「十軒屋村」といい、岡崎屋敷の支配を受けた。俸禄は、初め10人で100石の知行が給付されたが、寛永頃に扶持米支給に改められ、城下町徳島の安宅船頭並の3人扶持・支配5石が給された。

十人衆の用務は、淡路福良浦への渡海御用、自国や他国の旅行者の切手・船改めが中心業務で、加えて幕府巡見使や藩主巡見等の際には船頭加りを務めた。その用務は、藩の基本法「裏書」からも窺うことができる。

史料5（17）

「一撫養口渡之義、切手之外船賃にて相渡、往還人宿之義、十間屋中ハ、縦雖為走人、過錢不可有之、但、少も不審成者候ハハ、渡海之義可令延引、或壱岐守方迄申届候歟、或至渭津主水・十左衛門・勘四郎・八兵衛かた迄可告来、万一走人と存知候上於渡海仕は、十間屋中悉可令成敗、此旨能々、走人於告来は可加褒美事」

これは、寛永4（1627）年に発令された「裏書七ヶ条」の2条目。「裏書」は、元和4（1618）年に初代藩主蜂須賀至鎮が出した「御壁書二十三ヶ条」と並ぶ徳島藩の基本法であ

る。切手に加えて船賃を徴収して渡海を行うこと、十間屋における旅人の宿は走人であっても過料を徴収してはならないこと、少しでも不審な者がいれば渡海を止め、撫養城番の益田壱岐守や渭津（18）の家老賀島主水らに報告すること、そして走人と知りながら渡海させたなら十間屋を全て処刑すると述べる。江戸前期には大きな課題となっていた走人対策において、十人衆が重要な役割を担っていたことが注目される。

なお、十人衆は、初めは撫養城番に支配下にあったと推定されるが、後に岡崎屋敷輪番（後述）の配下となった。岡崎屋敷は明治3（1870）年に廃止され、十人衆もその任務を終えた。渡海業務は岡崎村の船問屋が請負うことになった（19）。

元和元（1615）年に大坂の陣における軍功により淡路一国が増加され、撫養・福良間の鳴門海峡航路は、他領へ渡る航路から領国間を繋ぐ主要航路へと重要度を増すことになった。こうした事情を踏まえ、阿波側の岡崎十人衆と同じく、淡路側でも渡海業務を担う福良十人衆が設置されたのである。福良十人衆については後述する。

②岡崎屋敷

鳴門市撫養町岡崎地区のほぼ中央に置かれた屋敷（20）で、岡崎役所ともいう。設置年代は不明であるが、近世初期に遡るとされる（21）。屋敷は、南北が45間、東西は北側が66間、正門のある南側が65間で、敷地は2,947.5坪。建坪は239.5坪である。周囲に垣根を廻し、南側に正門を置き、東側には御成門を配する。「撫養岡崎御屋敷差図」（写真1）（22）によると、御成門は柿色で示され、建物の約4分の3が同じ色で表現されていることから、藩主空間が主用スペースを占め、別邸的要素が強いと思われる。

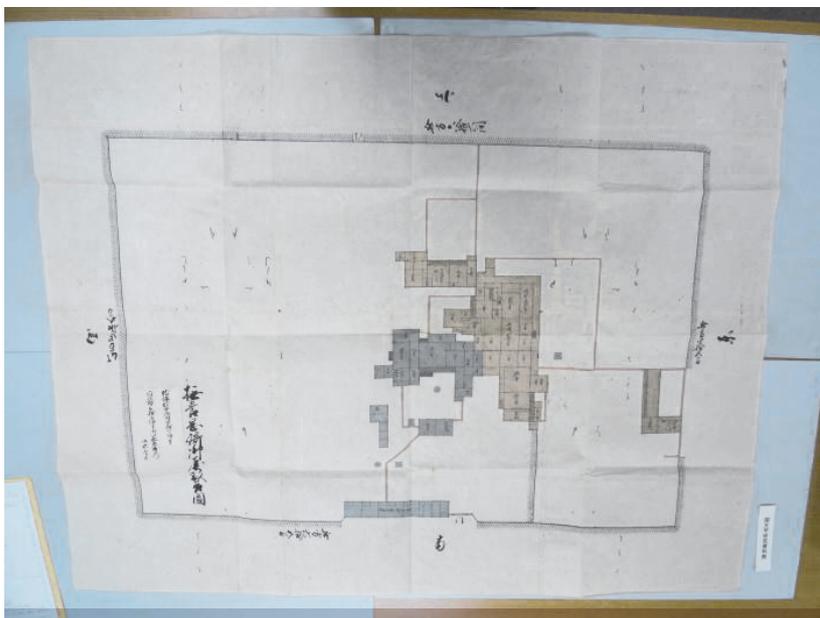


写真1
「撫養岡崎御屋敷差図」
国文学研究資料館所蔵

当屋敷は、淡路への渡海口にあたり、藩主の休息所として使われたほか、撫養湊を通過する人と物資の出入に関し、船・人夫の手配、手形の発行を行う役所としても機能したという（23）。

当屋敷に詰めた役人を岡崎御屋敷輪番といい、平士騎馬・無騎馬の内から任用され、5

年交替で任務にあたった（24）。

岡崎屋敷輪番の職掌を具体的にみてみよう（カッコ内、筆者）。

史料6（25）

「定

- 一撫養渡海之往還人無滞様可申付事
 - 一万事法度堅可相守事
 - 一往還之渡口ニ候之條、渡守義ハ不及言、庄屋・百姓以下至迄物每律義成様ニ常々可申付、若不屈者於有之ハ、或国奉行或ハ代官え申渡可行罪科事
 - 一天氣悪刻ハ処之者船頭惣談次第ニ可相渡、万一理不尽ニ可渡と申輩於有之ハ、高下よらず可為曲事事
 - 一往還人上下よらず式人三人雖参集即時ニ渡海不可申付、半日程乗人相待可取渡、但、西丸並我等使飛脚又ハ従他国来使飛脚は縦為忝人無滞渡海可申付事
 - 一不依何者、其躰不思儀者又ハ走人之様於見立ハ、押留能々令穿鑿、以其上可有沙汰事
 - 一往還人何者よらず宿取罷在者忝相働又は及強儀令打擲渡守者尤可為曲事、搦捕歟、不然ハ留置、急度奉行人え可相届事
 - 一家中之下々直人之様申成假言申者於有之ハ、遂穿鑿搦取、奉行人え可相届事
 - 一依天氣撫養口渡不罷成砌ハ穴か（阿那賀）へ可取渡事
- 右條々堅可相守者也

承応四年二月三日 御在判

長谷川七右衛門殿

右同御文言寛文八年十月十五日岡宇右衛門ニ被仰渡」

3代藩主蜂須賀光隆が発した9ヶ条にわたる定書である。宛先の長谷川七右衛門（26）は知行100石で小姓を務めたこと以外は不明だが、この時には岡崎屋敷輪番を務めていたと思われる。

2ヶ条目は法度遵守、6から8ヶ条目は旅行者に対する監視や取締りで、それ以外の5ヶ条は全て渡海に関する規定である。このことから、岡崎屋敷輪番の職務が、撫養・福良航路の十全な維持と運行管理、渡海者の監視であったことが分かる。なお、承応4（1655）年に出された本定書は岡崎屋敷輪番の職掌規定の基本として重視され、享保15（1730）年にも藩主宗員から輪番の者に再交付されている。

ところで、岡崎屋敷輪番に職掌規定が発令された前後に、撫養口や小鳴門海峡における流通統制が定められている。

史料7（27）

「覚

- 一撫養泊渡中え従他国来ル五穀雜穀、付、酒一切売せ申間敷事
- 一従他国泊渡中え来ル売船之儀、出入相改、其船逗留之日数令算用、積来ル俵物可有

吟味事

- 一淡州より泊渡中え来ル俵物之儀ハ戸田半左衛門・浅田亀之丞・三浦次郎右衛門手形を以入可申事
- 一当御国在々より積来俵物之義ハ其郡奉行手形を以入可申事
- 一泊渡中より他国え参ル売船出入可相改、面々方え無理於出入仕は、船主手前より過料可召置事
- 一徳島より撫養表泊渡中え積廻俵物ハ益田主殿佐指紙を以出入可申付事
- 一岡崎拾四軒屋中え他国酒年中式百石売可申旨被成御赦免候條、右之酒井村喜三左衛門以裏判、樽数・升目等致吟味入可申事
- 一面々泊渡中為改廻候節、浦加子式人被仰付候條、得其意、年中召仕候加子役之書付年之暮毎可指上事

右八ヶ條常可相改者也、仍如件

寛永貳拾壹年極月十四日

賀島主水

森安之丞殿」

寛永21（1644）年に仕置家老賀島主水が森安之丞に宛てた8ヶ条の覚書で、他国よりの五穀・酒等の販売禁止を初めとして、撫養での流通統制を具体的に命じたもの。森安之丞は土佐泊城にいた森志摩守の一族。宗家の志摩守村春は那賀郡椿泊に移住したが、村春の従兄弟にあたる安太夫は土佐泊に残った。安之丞は安太夫の子にあたり、「古伝記」によれば、寛永21（1644）年に5人扶持・支配6石が与えられ、「土佐泊勤番シテ小早舟ヲ預り、流木或ハ米詮議等、及四十箇年相勤」とあり、延宝9（1681）年に79才で没した。撫養港の統制を水軍の森一族の者が務めたことは注目される。

やや時代は下るが、寛文2（1662）年に、撫養・北泊間の小鳴門海峡における取締りが定められている。

史料8（28）

「 覚

- 一吉利支丹宗門之儀常々雖御改候、尚以無油断有来通可相改事
- 一御国他国共ニ撫養迫戸中え入申船之義相改、迫戸中え懸り申船之儀、北迫口より入申分ハ梶原吉兵衛相改手形出シ、撫養口ニて森安之丞相改手形見届、無相違におみてハ通シ可申候、撫養口より入申船之儀ハ安之丞相改手形を遣、北泊ニて吉兵衛相改手形見届、於無相違ハ通シ可申候、尤、直ニ通り申船之儀ハ両口共不及相改候事
- 一北泊・撫養両口より紛入迫戸中ニ掛り居申船之儀ハ党浦・黒崎之番人出合相改可申事
- 一御国船他国より帰帆之節粮米忒其船ニ見合入可申候、粮米之外少ニても入申間敷事
- 一御国船他国ニて荷物積処え寄懸り居申船之義ハ、粮米相改置、出船之節も右之俵子相改、於無相違ハ出シ可申事
- 一他国船商売ニ参候節、粮米積参儀相改置、米少ニても地方え上申間敷候、船頭・加子宿を借り令逗留ハ御国米ヲ相調候様ニ可申付候、尤、出船之砌も右之粮米相改聞

届、出船可申付事

一他国船商売ニ参、何ニても代米ニて相調申義堅無用之由可申付候、処之者ニ米ニて
売申間敷之旨是又可申候、付、他国酒之儀同前之事

一御国船他国へ商売ニ罷越、から船ニて帰帆之節、粮米積参追付他国へ罷越候ニ付其
粮米之ため積来由相断候共、其米員数改置、郡奉行方え可申来事

右之趣弥堅可相守旨被仰出候條、奉得其意、無油断可相改者也

寛文貳年九月十九日

賀島主水書判

梶原吉兵衛殿

森安之丞殿 』

仕置家老賀島主水が北泊口の梶原吉兵衛と撫養口の森安之丞に宛てた8ヶ条の覚書である。北泊・撫養間の小鳴門海峡において碇泊する船舶に関する取締りで、北泊口から入った船舶は梶原吉兵衛が手形を発給し、撫養口から出航する時に森安之丞が手形を調べ異状がなければ出航を許す。逆に撫養口から入った船は森安之丞が手形を発給し、北泊口で梶原吉兵衛が確認を行い出航を許可する。勿論、両口から入っても途中で碇泊せず通過する船舶は調査や取締りの対象外であった。

こうした厳密な手続きは、4ヶ条目以降で細かく規定されているが、他国米の完全なシャットアウトがそのねらいだった。他国米が入ることで阿波の経済に変動がもたらされることを警戒したのであろうが、仕置家老が細かに言及し統制に腐心するほど、小鳴門海峡は商船の往来は盛んであったことを物語っているようで興味深い。

③北泊屋敷

小鳴門海峡の北の開口部に置かれた屋敷(29)で、北泊役所ともいう。設置年代は不明であるが、江戸前期とされる(30)。敷地は491坪で、建坪は115坪である。

「撫養北泊り御屋鋪指図」(写真2)(31)によれば、東南に配された門は長屋門で、その左右両側は練塀と垣根が巡らされ、奥は藪となっていた。母屋の奥には湯殿が2カ所あり、岡崎屋敷と同じく藩主の休息所として使われ、役所機能を有した屋敷と考えられるが、屋敷地の規模は大きな違いがあり、北泊屋敷は岡崎屋敷の6分の1しかない。

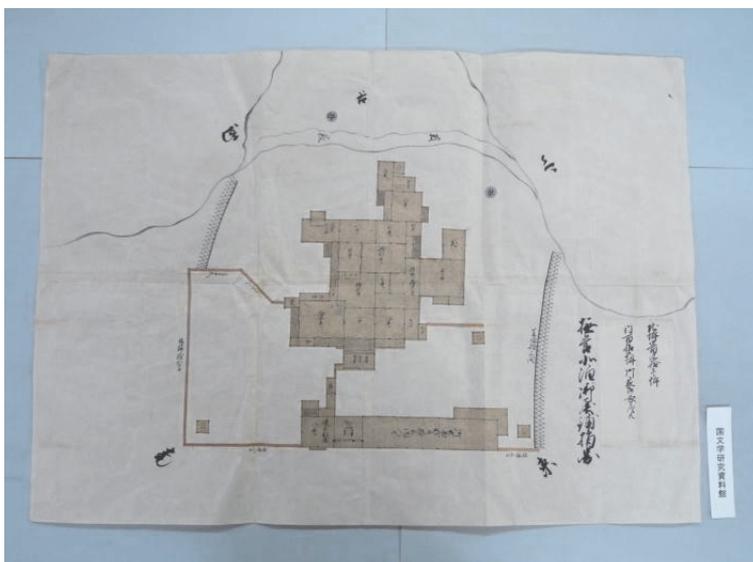


写真2
「撫養北泊り御屋鋪指図」
国文学研究資料館所蔵

当屋敷に詰めた役人を北泊屋敷輪番といい、平士無騎馬の内から任用され、5年交替で任務にあたった(32)。岡崎屋敷輪番よりやや格下にあたる。

北泊奉行の職掌についてみておく。

史料9 (33)

「 覚

一公儀御法度之趣堅可相守事

一諸方之船往来迫門口之義ニ候條、庄屋・百姓以下至迄常々無油断可申付事

一於其表他国並自国之船遭難風及難義砌は、庄屋・百姓早々罷出肝煎可申、其段兼て申付置、若不屈之者有之ハ、或郡奉行或代官可申届、雖然、難指延義ハ何分其方任覚悟可申付事

一北浦並迫門内切々行廻、懸船其外不依何事、不審成義於有之ハ、能々可遂吟味事

一往来船懸之者共陸へ上並於宿取ハ是又可令吟味、及強儀又ハ走人之様ニ相見者於有之ハ、遂穿鑿、其上にて可致沙汰事

一家中之下々直人之様ニ申なし可令渡海旨於申は、遂穿鑿搦捕、奉行人え可申達事

一不依何事、其方不及了簡義ハ、仕置之家老え申伺可受指図事

寛文八年申十月五日 御在判

中村徳左衛門とのへ」

寛文8(1668)年に、4代藩主蜂須賀綱通が出した7ヶ条の覚書である。宛先の中村徳左衛門は寛永13(1636)年に召し出されたが、職歴・俸禄とも不明である(34)。

北泊口が諸国の船舶が往来する玄関口という認識のもと、庄屋・百姓以下に至るまで応接するよう指揮することや、小鳴門海峡を巡視し碇泊船の監視・取締にあたるよう指示する。梶原吉兵衛と森安之丞に命じた他国米統制とは異なる、より広範な職権が付与されていることが注目される。この北泊屋敷輪番の職掌規定も岡崎屋敷輪番のそれと同じく重視され、享保15(1730)年に藩主の判物が再交付されている(この時の宛先は北泊奉行とされている)。

岡崎屋敷輪番・北泊屋敷輪番は、文化4(1807)年からは番手と称される。国境警備等の陣屋に駐在して出入国する土民を監視する役職とされ、阿波国板野郡岡崎村・北泊浦、淡路国三原郡福良浦・津名郡岩屋浦・由良浦・江井浦に置かれた(35)。

④番所

鳴門地域には、粟津浦・長江・岡崎村・土佐泊浦・黒崎村・大水尾口・堂浦・室村・大須村・北泊浦の10カ所に、船舶等の出入を検査した川口番所が設けられていた(36)。阿波国の番所は56カ所を数えるので、実に6分の1強が鳴門地域に集中していることが分かる。番所は、城番体制が完全に払拭され、領国内の統治機構が整備される寛永・正保期に番所体制が確立する(37)。

3. 徳島藩蜂須賀家における鳴門海峡支配と福良

元和元(1615)年、大坂冬の陣の戦功により淡路国7万石余が加増され、徳島藩主蜂須

賀家は阿波・淡路両国を領することになった（38）。これによって、阿波・淡路両国を結ぶ鳴門海峡の重要度が一層増すことになっていく。それまでは、鳴門地域における海上交通や物資輸送は船舶の航行が安定していたため、北泊と撫養間の小鳴門海峡が主に利用されていた。このことは前章でみた江戸前期に発令された規制で確認できる。淡路加増後においても小鳴門海峡は諸国の船舶によって引き続き利用されたが、徳島藩蜂須賀家にとって撫養・福良を結ぶ鳴門海峡における航路の安定的確保は、政治・経済上の理由から大きな課題であった。

こうした事情から、加増直後より福良浦の支配が進められていく。

(1) 福良浦代官の森氏

まず、福良浦の代官として森七郎大夫恒村が任用された。七郎大夫は、前章でみた水軍の森筑後守元村の弟善左衛門の3男にあたり、慶長年間に召し出され、初めは100石が給され竹奉行を務めていた。蜂須賀家が淡路国を加増されると、「三原郡福良浦御預被 仰附、右近郷御代官被 仰附」（39）と、福良浦及び周辺の代官を務めた。

この時に藩主蜂須賀至鎮から発給された判物の写しを掲げる。

史料10（40）

「 覚 (マ)
一高四百石九斗 福浦
右其方為手長所預置之条、諸事無
由断肝煎尤専一候也
慶長貳拾年
七月十五日 御判
森七郎太夫とのへ」

森七郎太夫に福良浦409石9斗を手長所として預けるという判物だ。手長所とはあまり知られていない言葉（41）だが、江戸前期には散見し、所領が近接する藩士に藩直轄地の年貢収納や農民統制にあたらせたものと考えておく。

この判物で注目すべきは、慶長20（1615）年7月15日という日付である。徳島藩の編年史『阿淡年表秘録』によれば、同年5月21日に藩主蜂須賀至鎮が伏見城で將軍徳川秀忠から淡路加増を命じられ、閏6月3日に領知朱印状を拝領した。家臣を淡路に派遣し、20日に岩屋、22日には由良城を池田家から受け取り、26日には藩主至鎮自身が淡路に入部したのである。そのわずか半月後に森七郎太夫が代官に任じられたのであり、福良浦を掌握することが急務であったことが分かる。言うまでもないが、これは福良浦が政治的・経済的に重要な港であったことを物語っている。

七郎太夫は元和8（1622）年3月2日に没し、その跡を養子長左衛門之村（乾内蔵丞倅）が継ぎ、福良浦及び近郷代官を務めた。

同年、藩主蜂須賀千松（のち忠英）が発給した黒印状がある。

史料11（42）

「 以上
淡州福良津、親如
時、其方ニ預置之条、
渡舟等不相滞様
精を入可申付候也
元和八年
五月九日 千松（印）
森長左衛門とのへ」

代官の基本的職務は年貢収納であるが、この文書では港支配を重視し、「渡舟等不相滞様精を入可申付候」、すなわち渡海航路の維持・確保を厳命していることが注目される。勿論、代官として百姓の撫育にもあたっている。

史料12（43）

「 以上
急度申遣候、仍福良近所八幡村先高三百五拾五石餘、太田金右衛門今迄致手長候、され共、少々所国越ニ取沙汰難仕由、就理申当秋所務方其方ニ相預候条、得其意可申付候、則此跡方之諸事、書付如此金右衛門上候、任此旨可申付候、事之外百姓等つかれ候て相見候由申候、自今以後有付候様ニ可申付事肝要候、謹言
元和八
八月九日 宗一（印）
森長左衛門とのへ」

長左衛門之村は寛永15（1638）年に没したが、同家はその後、福良浦支配から離れ、由良浦番手・洲本船手を務めた。

(2)福良浦屋敷

福良浦屋敷は南あわじ市福良にあった屋敷である。「福良浦御屋敷絵図」（写真3）（44）によれば、長方形の屋敷で周囲に練堀が廻らされた厳重な構えを持つ。南東面に門が2ヶ所設けられ、左が「御門」、右が「御路次門」と記されている。御門を入れて右奥に玄関があり、その左に「御用間」「御家老間」がある。この屋敷の左側は役所空間と考えられる。玄関の突き当りが「御料理間」と「御膳立間」で、その右側は「御居間」となり、藩主の屋敷空間である。敷地の東端角に堀が描かれており、藩主の居間に面して庭園が設けられていたのであろう。

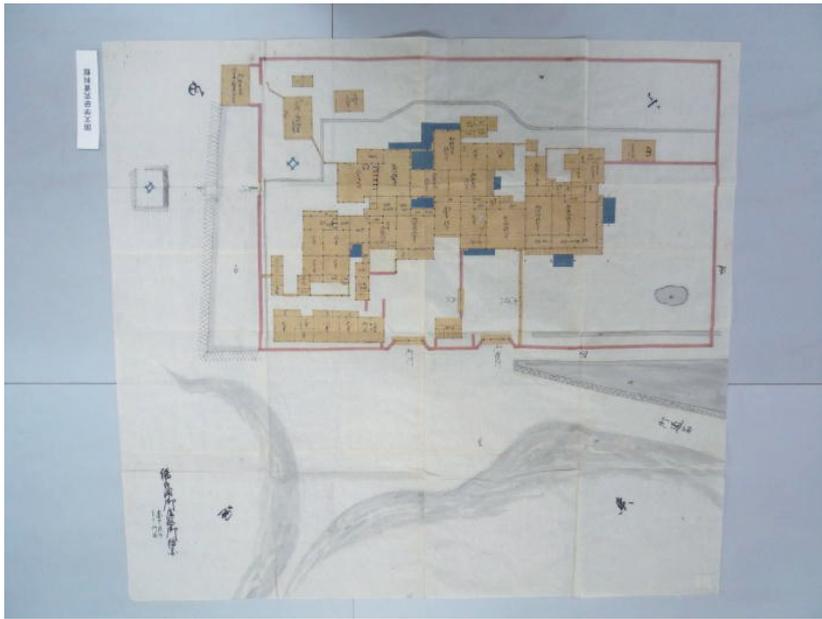


写真3

「福良浦御屋敷絵図」
国文学研究資料館所蔵

12代藩主蜂須賀齊昌（1795～1859）の淡路巡見地を描いた「淡州御道筋処々真景」（写真4）（45）でも、同屋敷がみえる。福良浦の船着場の左奥の小高い丘の上に屋敷がある。外周は白い塀が廻らされ、その中央に2ヶ所の瓦葺の門が設けられている。屋敷内には柿葺きと思われる大きな屋根の建物が3棟みえるが、これが藩主の居住する御殿空間であろう。その左側には瓦葺の小さな建物が3棟ほどみえ、こちらは役所と推定される。福良港の一段と高い場所に設けられた福良浦屋敷は藩主権威を示す象徴的な存在であったと考えられる。

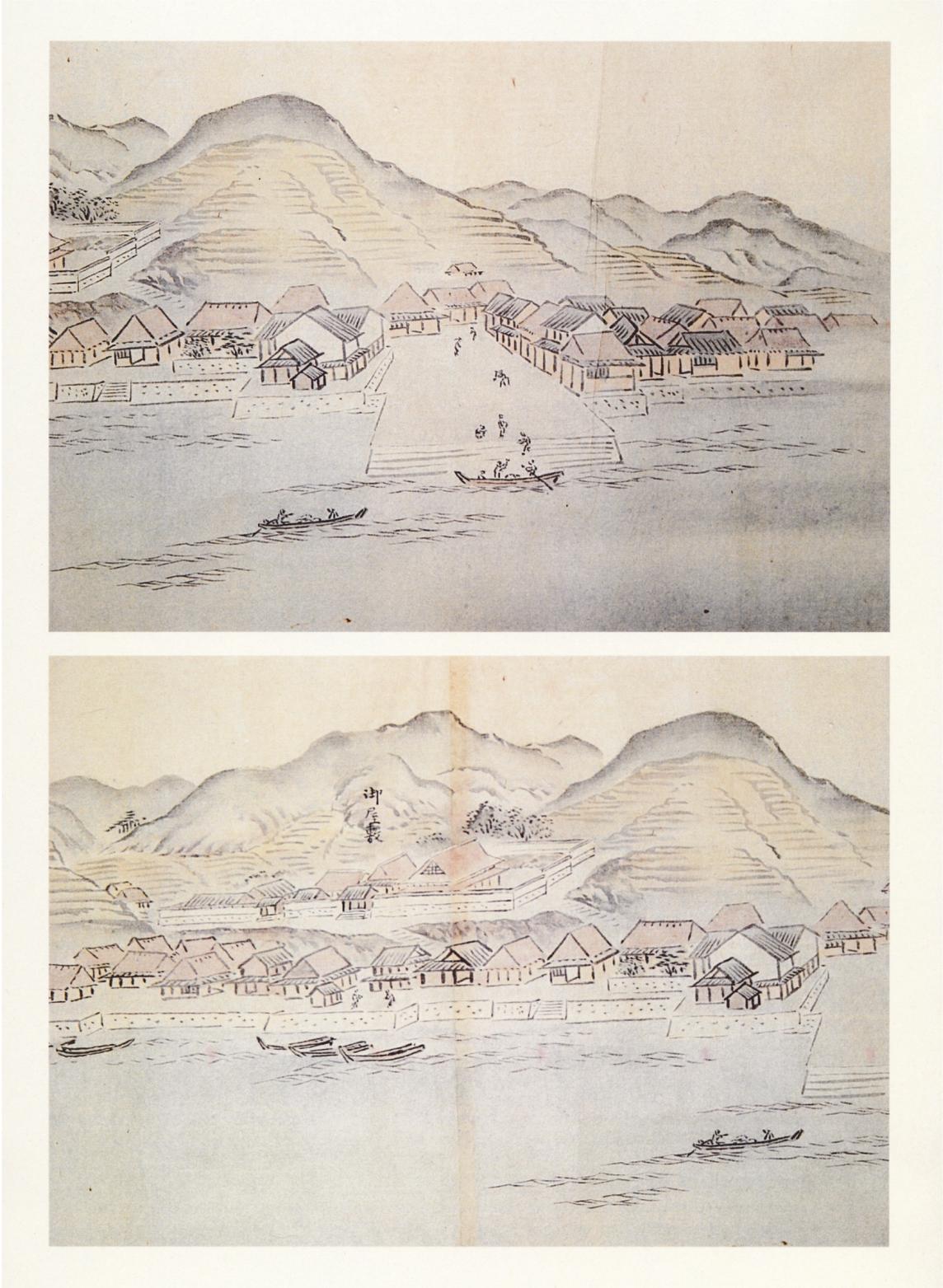


写真4「淡州御道筋処々真景」 山本博司氏蔵

(3) 福良浦川口番所支配

福良浦川口番所支配は、福良港の船舶や渡海人の監視にあたった役職である。番人より高位に位置し、後の番手に相当する。

同職を最初に務めたのは飛田忠右衛門忠勝で、寛永9（1632）年に福良浦・阿那賀浦川口番所支配に任じられ、5人扶持・支配10石が給されて福良浦に在任した。寛永18（1641）年には諸番所の支配人が知行取りに替えられていくなかで、忠右衛門は無足（扶持米取り）のまま福良浦川口番所支配を寛文10（1670）年まで務め、嫡子加右衛門重勝がこれに代わった。飛田家は3代目以降、無足より知行取りに昇格し、100石が給されて江井浦輪番（46）を襲職した。

福良浦川口番所支配は過渡期の役職で、後には福良浦番手となるものと考えられる。

(4) 福良十人衆

撫養から福良浦への渡海にあたった撫養十人衆と同じく、福良にも十人衆が存在し、渡海に関する実務を担当していた。初めは藩主の意向を受けた福良代官が十人衆の取立てにあたり、その後、福良浦川口番所支配が彼らを管掌した。

長文になるが、福良十人衆（福良拾間屋）の取立てに関する文書を掲げる（下線は筆者）。

史料13（47）

「 福良拾間屋扶持人之者共書付之写

乍恐申上覚書之事

一至鎮様淡州御拝領被為 遊候、追付渭津方森七郎太夫殿爰元之御掟御番ニ御越被成、太守様被為成御意由ニ而、七郎太夫殿被仰渡候ハ、爰元ニ御扶持人拾人被召置候条、可罷出旨ニ而、私共先祖仮名御改被成、撫養同前ニ高百石被為 下置、御奉公ニ罷出御用相勤申候所ニ、手前何共不罷成、御奉公も難相勤奉存、太田金右衛門殿福良御支配被成候刻、私共御訴訟申上候ハ、只今之御あてかひ被下候てハ妻子共養申義も不罷成、何共迷惑仕、御奉公も難弁奉存候条、何とそ御扶持方ニ御直被下候様ニと達而申上候へハ、御聞届被成 被為達 御耳ニ、其節三人御扶持方ニ御支配五石宛被為 下置、安宅御船頭並ニ被 仰付由ニ而、金右衛門殿被仰渡難有奉存、御代々御奉公奉仕候御事

一忠英様御代ニ嶋原御陣出来候節、飛松忠左衛門殿西国表へ先規度々御越被成、彼地之御案内能々被存候ニ付、此度御陣之御供被成度由被仰上候へハ、御尤ニ思召候条可被召連、御意之旨相究申候ニ付、私共御訴訟申上候ハ御扶持人頭拾人世忤并小家者共数多御座候、ケ様成義幸と奉願候間、此節相応之御用被仰付被下候ハ、此度御供仕度旨、忠左衛門殿迄申上候へハ、早々稲田修理様へ被 仰上候、修理様早速太守様被為達 御耳ニ被為達 御意候ハ、奇特千万成義申上候、左候ハ、其元往還渡口入湊之義ニ候条、慥成者当分可被召置と思召候へ共、其者共頭拾人・御鉄炮式拾丁可被遣候間、世忤共召加へ堅留守番可相勤御意之趣、修理様被仰渡奉畏候旨、御請仕候へ共、御陣追付事相済、不奉及其義候御事

一丑ノ年当御国在浦共ニ棟数・人数御改被候、私共先規方度々御棟付御座候節、本家

小一帳ニ仕指上申候へ共、終ニ御改も無御座、諸役只今迄御赦免被遊罷有候所ニ、今度ハ本家・小家御引分別帳ニ被仰付候、併撫養御扶持人共ハ本家・小家一帳ニ仕指上申候所ニ御改も無御座候由承及申候、本家・小家御帳式冊ニ罷成候へハ小家之詮少も立不申候ニ付御断申上候へハ、右之旨加右衛門殿被仰上、撫養並ニ本家・小家一帳ニ被仰付忝奉存候、然所ニ福良御扶持人之小家共ニ此度御役銀被為 仰附旨奉得其意候へ共、近比迷惑千万ニ奉存候、撫養・福良御扶持人とも御奉公之品替目毛頭無御座候、何分撫養並ニ被為 仰付被下候様ニ被仰上可被下候、小家之者共小舟所持仕候故、御急用之刻又ハ渡御船撫養へ参居相申候節、舟人共ニ不断 御用相勤申候間、先規之通御役銀御赦免被遊被下候ハ、難有可奉存候、右之趣可然様ニ被仰上可被下候、以上

延宝貳年虎ノ八月廿五日 岩佐太次兵衛
板東助右衛門
藤本加平次
泊左次兵衛
三木丞兵衛
飛松加一兵衛
田中藤左衛門
飛松左吉
古吉銀右衛門
森崎伝右衛門

飛田加右衛門殿

申上口上之覚

一丑ノ年御両国在浦共棟付人御改被 仰付候、就夫福良浦拾間屋御扶持人并小家之者共先規方棟付之刻、私相改帳面指上候へ共、度々之棟付ニ終御改無御座、諸事唯今迄御赦免被為成候処、今度之棟付御改ニ小家者共夫銀被 仰付候、御断申上度奉存候得共、撫養拾間屋御扶持人小家之者共ニ被 仰出承合重而可申上と其節荻野四郎左衛門・福家甚太兵衛方迄申達置候、至只今撫養拾間屋小家之者共被 仰出無御座、夫銀御赦免ニ而御座候、撫養・福良御扶持人御奉公之替目毛頭相違無御座候所、福良拾間屋小家者共最早兩年夫銀被 召上候、其上小家者共田畠少も作不申、本家之影ニ罷有日用すき仕世を送申者共ニ而御座候故、ひしと迷惑仕候、則拾間屋之者共、私迄書付仕候間指上申候、兎角撫養並ニ被 仰付被下候様ニ御申上可被下候事

一福良浦往還渡口之義ニ御座候故、不断渡海人繁、大事之儀と奉存、切手人改ニ御扶持人拾人之内壱人小頭ニ申付、中間之触使万事相勤、其上当番之節ハ渡船ニ撫養へ罷越申候、尤渡船之義ハ不及申上、七端之御関船・五枚帆御小早并御番舟御小早、御船道具旁御船守不被 仰付候故、是又加役ニ裁判申付相勤、不寄昼夜、殊之外苦勞仕候、併人すくな之御扶持人、御船数ニて御座候故、別而迷惑仕候、此段も撫養並ニ被 仰付被下候様ニ被 仰上可被下候事

一渡船渡海繁、一円手透無御座、すりたて手入遅成候へハ、虫喰入、御船痛申候、只

今迄ハ御扶持人共たて柴相調、折々すりたて仕候へ共、少身成者共ニ而、手前不如意ニ御座候へハ存俣手入難 仕、御船も痛申事ニ御座候、然者小谷山被仰付候者、林ニ仕置御船たて柴ニ仕せ申度奉存候、右之趣宜被仰上可能被下候、以上

卯ノ極月十五日

飛田加右衛門

稲田九郎兵衛殿

右者飛田加右衛門書付之写、此紙面ニ有之小谷山之儀、船たて芝はやし申為ニ相応成小サキ山ヲ見立、右之通ニ仕度由、小谷山と申山ニ而ハ無之旨、市郎左衛門申聞ル」

最初の「乍恐申上覚書之事」は、延宝2（1674）年に福良十人衆から福良浦川口番所支配の飛田加右衛門に宛てて出された十人衆の小家たちの役銀免除を求めた願書である。続く「申上口上之覚」は、この願書を飛田加右衛門が洲本城代の稲田九郎兵衛（4代植儀）にあてて提出したものである。延宝元（1673）年の棟付改めにともない、福良十人衆の小家（分家筋）に役銀が賦課されることになったが、彼らの負担してきた職責や小家の役割をアピールすることで、小家の役銀を回避し、岡崎十人衆並の待遇を得ようとしている。

最初の願書からは、福良十人衆が元和元（1615）年に藩主の特命を帯びて赴任した森七郎太夫によって取り立てられたこと、最初は10人で知行100石だったが、国奉行太田金右衛門時代に十人衆の経済的理由から扶持米に直され、3人扶持・支配5石となったこと、島原の乱にあたり洲本城代の稲田修理（2代示植）の指揮のもと出陣する予定であったこと、往還渡口にあたる福良浦を委ねられていることなど、福良十人衆の履歴や役割がうかがえ重要である。これに加えて、延宝2（1674）年時点における十人衆の名前が確認できるのも見逃せない情報である。

「申上口上之覚」では、撫養への渡航や手形改、藩船等の維持・管理といった十人衆の職務内容がうかがえる。

福良浦川口番所支配のもとで、福良・撫養の渡海業務を担っていたのが福良十人衆だったのである。

(5)棟付帳からみた福良十人衆

「文政元寅年十一月 三原郡福良浦御屋敷付拾人衆棟付人数調帳」（48）をもとに、福良十人衆の出自を探ってみよう（表1）。

同帳面の文政元（1818）年時点の十人衆は、原田許左衛門・田村幸八・同力三郎・同幸吉・森崎四郎兵衛・同広太・坂東鳶牢・泊宇兵衛・同清左衛門・藤本民蔵である。延宝2（1674）年に小家の役銀免除願いを提出した時の十人衆が、岩佐太次兵衛・板東助右衛門・藤本加平次・泊左次兵衛・三木丞兵衛・飛松加一兵衛・田中藤左衛門・飛松左吉・古吉銀右衛門・森崎伝右衛門であるから、岩佐・三木・飛松両家・田中・古吉の6家が退転し存在していないことが分かる。

同帳によると、元和2（1616）年に森七郎兵衛に召し出された、いわば福良十人衆の草分け的存在は、森崎広太と泊宇兵衛、藤本民蔵の3家だけであり、十人衆の身分は流動的であったことがうかがえる。

岡崎十人衆は世襲制を維持したという指摘がある（49）。確かに、寛文7（1667）年か

ら明治元(1868)年までの200年間で退転したのは2家だけであった。福良十人衆とは大きく異なることが分かる。その理由は、岡崎十人衆の持高が20石余であるのに、福良十人衆のそれは半分の10石(小家の保有も含む)しかなかった。そうした経済的事情が影響しているのかもしれない。

十人衆の禄は、当初は地方渡しで阿万郷の内100石が給されたが、その実所務(年貢分)は5割余り(50)なので1人当たり5石程度となる。これでは生活は苦しかったのであろう。すぐに城下町徳島の水軍(安宅)の船頭や岡崎十人衆並に3人扶持・支配5石(実収は10石4斗)の扶持米渡しに切り替えられている。

経済的な理由かどうかは不明だが、本帳を見ると養子相続が多く、浮株という言葉が散見しており特徴的だ。徳島藩では、岡崎・福良十人衆や船頭・水主、足軽などの無格奉公人が、その身分を養子の名目で他人に売ることがあり、この株を仕切株といった。養子になる者は、自分の本籍を管轄していた代官・給人の暇証文を受け、それに郡代・郡奉行の見印を得た(51)。

断定することはできないが、淡路の富農等が、養子の名目で十人衆の身分を入手していたことが窺えそうである。文政元年時点での福良十人衆の当主についてみると、原田許左衛門は御蔵加子の3男、田村幸八は岡崎十人衆の弟、田村力三郎は福良浦人の弟、田村幸吉は福良浦見懸銀人の弟、森崎四郎兵衛は森崎広太の祖父の弟の孫であり、このことを裏付けているようだ。以上をふまえると、福良十人衆は富農層が入手しうる身分となっていたものと考えられる。

そうだとすれば、福良十人衆は自らの職分を全うすることができたのであろうか。

表1 棟付帳からみた福良十人衆

No.	名前	先祖
1	原田許左衛門	初代六郎右衛門は寛文年中に御屋敷付扶持人の浮株に召し出され、素性は不明。子孫は御用を勤める。許左衛門は御蔵加子久次郎3男で、寛政10(1798)年に代官野上敬兵衛の暇証文に郡奉行矢尾丹次郎の見印を頂戴し相続養子となった。
2	田村幸八	初代作右衛門は三原郡筒井村御蔵入庄屋次郎兵衛伯父清右衛門の4男。郡奉行手崎森崎伍右衛門の小家藤七郎の相続養子となるため、享保15(1730)年に代官竹岡甚左衛門の暇証文に郡奉行本庄三右衛門の見印を受け罷り越したが、実は家督相続せず、御屋敷付十人衆に召し出された。その後、倅孝兵衛が相続し、作右衛門は当浦番人となり、安永10(1781)年に没した。当代幸八は撫養岡崎屋敷付十人衆岡田源次の弟で、寛政11(1799)年に番手横山弥六に願い出て暇をもらい、孝兵衛の養子となった。
3	田村力三郎	初代幸兵衛は津名郡内田村奉公人高田茂大夫の弟で、給人に願い出て暇をもらい、当浦御使番加りを拝命したところ、定御使番田村清右衛門が没し絶家となったので内縁の筋により、享保13(1728)年に清右衛門の跡株を相続し宝暦2年(1752)に没した。当力三郎は当浦人喜兵衛の弟で、文化5(1808)年郡代長浜七兵衛らより暇証文をもらい相続養子となった。
4	田村幸吉	初代清五郎は三原郡筒井村御蔵入庄屋次郎兵衛伯父清右衛門の2男。享保15(1730)年、代官竹岡甚右衛門の暇証文に郡奉行本庄三右衛門の見印をもらい、当浦御屋敷付扶持人泊半兵衛小家助之進の相続養子になり、同年十人衆浮株に召し出された。同16(1731)年没。3代盛助は男子がなく、弟清兵衛が天明7(1787)年に相続した。当代幸吉の養父清五郎は田村力三郎祖父次郎兵衛の弟で、天明8(1788)年に相続養子となった。当代幸吉は、当浦見懸銀人半左衛門子孫の源之助の弟。文政元(1818)年に郡代小形三郎大夫らより暇証文をもらい、清五郎の相続養子となり御用を勤めている。
5	森崎四郎兵衛	初代四郎兵衛は市中五丁目木屋弥兵衛弟の源兵衛で、五人組の書付に町手代高平大夫の裏書をもらい、宝永3(1706)年に森崎広太の先祖3代目伝吉の養子となり、御屋敷付扶持人浮株に召し出され御用を勤め、宝暦10(1760)年の没した。2代嘉助は初代四郎兵衛の姉の子で、延享4(1747)年に相続した。当代四郎兵衛の養父三郎兵衛は、当浦御蔵加子本役平右衛門の子孫、甚四郎の弟。宝暦11(1761)年代官津田四郎左衛門の暇証文に郡奉行箕浦平八の見印をもらい、嘉助後家の養子となった。当代四郎兵衛は森崎広太の祖父次郎兵衛の弟勝次の弟。寛政10(1798)年三郎兵衛の相続養子となり御用を勤めている。
6	森崎広太	初代久大夫は、元和2年森七郎兵衛が当浦の押御番に赴任した際、筋目を調べ十人衆を召し出した。阿万郷の内高100石を給されたが、その後、願い出て扶持方に振り替え、3人扶持・支配5石が与えられた。正保2(1645)年没。惣領美太夫は病身のため2男右衛門が相続した。
7	坂東鷹六	初代勘助は阿波国板野郡里浦より慶安2(1649)年に罷り越し、扶持人に召し出され、貞享元(1684)年に没した。
8	泊宇兵衛	初代五郎左衛門は伊予の河野五郎右衛門の倅で、浪人として阿波国板野郡別宮浦に罷り越した。その後、土佐泊に移住し慶長5年(1600)に没した。2代(力)五郎右衛門は森甚五兵衛の家来として土佐泊に住み、元和2(1616)年に森七郎大夫が当浦の押御番に罷り越した際、筋目を調べ、十人衆に召し出され、その際に苗字を泊と改めた。十人衆は淡路国三原郡阿万郷の内100石を給されたが、後に願い出て3人扶持・支配5石に振り替えられた。寛永元(1624)年没。
9	泊清左衛門	初代佐次兵衛は泊宇兵衛の先祖3代目権四郎の弟。2代目佐市兵衛は権四郎の2男で、佐次兵衛の養子となった。その後、扶持人浮株に召し出され当浦御屋敷付御用を勤め、享保2(1717)年に没した。4代武兵衛は、2代武兵衛の弟実左衛門の惣領であったため養子とした。当清左衛門は今も御用を勤めている。
10	藤本民蔵	初代加左衛門は浪人中西加左衛門で、淡路国三原郡湊浦三軒家より当浦へ移住していたところ、元和2(1616)年に森七郎大夫が当浦へ押御番に罷り越した際、筋目を調べ十人衆を召し出し、阿万郷の内高100石を給されたが、当浦番手太田金右衛門に願い出て3人扶持・支配5石に振り替えられた。この時に藤本に改姓した。2代加平次は、その後、当浦御屋敷付御用を勤め、祖父茂右衛門は当浦見懸銀人六郎兵衛の子孫、利八郎の弟。寛保元(1741)年、代官黒部五左衛門の暇証文に郡奉行上田八郎左衛門の見印をもらい、相続養子となり御用を勤めている。

(6) 福良渡海手形からみた福良十人衆

福良浦通行渡海手形として伝わる文書群（30通）があり、ここから福良十人衆の職務実態を探ってみたい（表2）。

表2 福良浦渡海手形

No.	年代	作成者	宛先	内容	サイズ(縦×横)cm
1	弘化元年6月4日	坪井永太郎・同平右衛門	薩山茂左衛門他3	1人、麻植郡桑村勝太郎渡海手形	28.7×22.4
2	弘化元年6月4日	坪井永太郎・同平右衛門	薩山茂左衛門他3	板野郡五条村貞助渡海手形	28.9×22.5
3	弘化元年9月22日	寺沢主馬	野上門次	柏木原人家来熊蔵渡海手形	24.3×23.8
4	弘化元年10月2日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	徳島佐古町紙屋文兵衛	28.8×22.8
5	弘化元年10月2日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	徳島通町一丁目蔵屋太伊五郎手代利兵衛渡海手形	28.9×22.5
6	弘化元年10月3日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	阿波郡市場町次郎右衛門・同五人与代亀太郎渡海手形	24.5×25.0
7	弘化元年10月4日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	徳島西新町保富次兵衛下人清次郎渡海手形	24.7×29.0
8	弘化元年10月4日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	乾基之進家来渡海手形(裏書あり)	24.8×30.0
9	弘化元年10月12日	上八太村庄屋早田八郎兵衛	野上門次様御使番3人	三原郡上八太村朝蔵福良浦渡海手形	24.0×25.0
10	弘化元年10月14日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	板野郡奥野村又兵衛渡海手形	28.8×22.4
11	弘化元年10月15日	林崎村庄屋田淵国蔵他1	野上門次様御使番3人	板野郡林崎村半蔵渡海手形	24.5×31.9
12	弘化元年10月28日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	大寺村文次渡船手形	22.5×22.8
13	弘化元年10月28日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	徳島通町二丁目蔵屋京蔵渡船手形	29.0×21.8
14	弘化元年10月28日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	名東郡佐那川内村佐兵衛渡船手形	28.9×23.0
15	弘化元年10月28日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	勝浦郡小松島浦茂兵衛伴半兵衛通船手形	28.8×22.5
16	弘化元年10月28日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	徳島西船場町宮島屋惣兵衛通船手形	29.0×22.4
17	弘化元年11月5日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	名西郡東覚円村藤兵衛渡海手形	28.6×22.0
18	弘化元年11月5日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	名西郡東覚円村仲蔵渡海手形	24.8×22.7
19	弘化元年11月5日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	名西郡東覚円村平蔵渡海手形	28.6×21.9
20	弘化元年11月9日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	名東郡佐野須賀村源吉渡海手形	28.8×14.2
21	弘化元年11月9日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	板野郡東中富村佐吉渡海手形	28.8×22.9
22	弘化元年11月11日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	名西郡譚訪村利兵衛女房・同伴勝蔵渡海手形	28.9×22.7
23	弘化元年11月11日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	板野郡奥野村友右衛門渡海手形	23.9×21.8
24	弘化元年11月11日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	麻植郡上浦村伊兵衛渡海手形	29.0×22.3
25	弘化元年11月13日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	名西郡西覚円村弥五右衛門渡海手形	28.9×22.6
26	弘化元年11月16日	入田村庄屋	野上門次様御使番3人	渡海願書(残欠)	24.0×17.5
27	弘化元年11月17日	掃守村組頭庄屋多田逸太郎	野上門次様御使番3人	三原郡掃村村孫七・長左衛門福良浦渡海願書(裏書あり)	24.3×24.0
28	弘化元年11月17日	御殿裁判釜口村野田弁蔵	野上門次様御使番3人	御馬捕道三郎代熊吉福良浦渡海願書	24.1×24.4
29	弘化元年11月17日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	文蔵渡海手形(残欠)	20.9×22.4
30	弘化元年11月20日	坪井永太郎・同平右衛門	牛田行馬他3	美馬郡脇町紙屋清助渡海手形	29.0×22.3

同文書群は淡路の研究をリードされてきた故新見貫次氏が収集された文書（52）で、襖の下張りから見い出されたものである、全て阿波への渡海通行手形で30通を数える。

これらは発行先から交付を受けた旅行者が携行し、渡し口の提出していった文書で、阿波への渡海口といえば福良浦が想定されることから、福良浦屋敷に残されたものであろう。

手形には年代は記されていないが、所蔵館では弘化元（1844）年に比定している。30通を観察すると、大きさや発行者、宛先、そして記載内容も一様ではなく、以下の3類型に分けることができる。

まず一つ目は、徳島藩の大坂留守居役（坪井永太郎・平右衛門父子）が岩屋口と福良口の役人に宛てて発給した手形である。これは徳島藩領の阿波在住の旅行者が大坂から帰国するケースであり、現存の通行渡海手形の内では主要を占める様式である。

史料14（53）

「 覚
 老人 徳島通町式丁目 蔵屋
 京蔵

右徳島通路御手配可被成候、以上
辰十月廿八日 坪井永太郎⑩
坪井平右衛門⑩
牛田行馬殿
牛田勇太郎殿
野上門次殿
野上直之進殿 』

牛田行馬は457石の鉄砲組頭だが役職は不詳。勇太郎が子息とすれば親子で勤務する岩屋浦番手（54）と推定される。野上門次は150石取りの藩士で福良浦番手と推定される。直之進はその子息。

明暦3（1657）年に、商人や四国遍路が大坂より阿波へ下る際の手形は大坂留守居役が発行することが改めて確認されている（55）。なお、大坂より淡路岩屋へ至るルートは海路と大坂より明石まで陸路で赴き渡海するルートがあった（56）。

二つ目は、淡路の庄屋等が福良浦番手の使番3人に宛てた手形である。これは淡路の領民が徳島に移動するケースである。福良浦番手の使番として名前のある土居堅三郎・泊宇兵衛・森崎源兵衛の3人こそ福良十人衆である。

野上門次は150石で、福良浦番手と考えられる。

史料15（57）

「 ⑩
⑩ 申上覚
一男弍人 掃守村 孫七
長左衛門
右者絵島へ罷越申候間、福良浦渡海
仕候様、奉願上候、右之趣被仰上可被下候、以上
辰十一月十七日 掃守村組頭庄屋
多田逸太郎⑩
野上門次様御使番
土居堅三郎殿
泊 宇兵衛殿
森崎源兵衛殿 』
(裏書)「人数 拾五人 拾四枚
賃蔵船、佐蔵船乗
辰十一月十七日 土居亀助」

三つ目は、藩士（物頭）が福良浦番手に宛てた手形で、家来の帰国のために渡口の役人に渡海通行を依頼している。1例しかないが、旅行者の主人である柏木原人は江戸在番のため代わりに寺沢主馬が発給しており、藩士が命じた用務として家来が旅行する場合には、

この様式を採ったのであろう。

史料16（58）

「 ㊦ 覚 ㊦
一壺人 熊蔵
右者柏木原人家来、就用事摂州大坂表へ
指遣候処、用事相済罷戻り候節、摂州渡海
無異儀罷通候様、御手配可被下候、原人在江戸
留主受持罷在候ニ付、拙者遂印形候、以上
辰九月廿二日 寺沢主馬㊦
野上門次殿
㊦ 」

なお、一部ではあるが、裏書のある手形も存在する。

No.8「人数七人 切手六枚、撫養賃蔵船、倉蔵船乗
辰十月十二日 藤本弁太郎改」

No.27「人数拾五人 拾四枚
賃蔵船、佐蔵船乗
辰十一月十七日 土居亀助」

裏書は渡船の手配記録の注記と考えられる。藤本弁太郎と土居亀助は十人衆と推定されるが、重要なのは必ずしも福良十人衆自身が船を出した訳ではなかったことである。「撫養賃蔵船」の文言からは、撫養・福良間の航路は定期便の存在が窺える。十人衆の職務は、手形改めとそれにともなう旅行者の監視、渡し船の手配といった渡海通行業務の担っていたが、自身は操船はせず小家の者や民間の船に委ねていたものと考えておきたい（59）。

4. 藩主巡見と鳴門海峡

巡見とは、藩主相続後、初国入りの際に主に行われ、阿波の北方と南方、淡路の3コースに分けて行われた藩主の政治行為である。藩主が領内の主要な国境や旧城所、寺社、旧跡等を巡視するとともに国境警備等にあたる藩士や庄屋等を引見する、領内統治の象徴的儀礼と評価される。廻国経路は、将軍の代替わりに各地に派遣された幕府巡見使とほぼ一致し、巡見の定形化・儀礼化が見られる（60）。

巡見は、徳島藩領を3コースに分けて行う、こうした体系的な藩主巡見と鷹狩り等をもなう遊興色の強い個別巡見に分かれるが、ここでは前者の事例を紹介してみたい。

6代藩主蜂須賀宗員の享保14（1728）年の巡見記録である。

史料17（61）

「 （前略）
同（三月）十五日 晴天
一寅中刻池田村罷立候

- 一白地村雲辺寺之上、讃州境令巡見、且雲辺寺観音へ令参詣
- 一昼休佐野村青色寺へ巳下刻到着
- 一青色寺目見申付候、菓シ献之、披露奏者番
- 一佐野村予州境令巡見候
- 一申上刻池田村喜多屋甚助宅へ御宿
- 一白地村雲辺寺目見申付、但札守献之、披露奏者番
- 一北方表所々境目遂巡見、今日池田村ニ令止宿候、家中諸士共へも此段可申聞旨、賀嶋主水・山田筑後。賀嶋弥右衛門方へ連名之直書遣
- 一右同断須本諸士へも可申聞旨、稲田九郎兵衛方へ直書遣

同十六日 雨

- 一萱野奉行尾崎笹右衛門、此度巡見用事ニ付相詰候、依之目見申付、披露奏者番
- 一郷中小高取并村々庄屋共、本陣広庭又ハ於門前目見申付、披露奏者番
- 一卯中刻本陣前ヲ乗舩、巳中刻脇町村へ着舩、同所紅粉屋平右衛門宅ニ宿ル
- 一美馬郡一字山南八蔵持伝候矢根望之旨申聞候、則二夕手分献之

同十七日 曇

- 一郡里村願勝寺・安楽寺・西教寺目見申付、披露奏者番
- 一卯中刻脇町罷立、舩ニ而下ル、未下刻撫養屋布へ着
- 一撫養在番本庄伝治義、為祝儀羽織袴つ遣之旨、詰役ヲ以申渡

同十八日 晴天

- 一撫養在番本庄伝治・同源右衛門、北泊在番速水次郎右衛門、撫養代官瀧万兵衛、其外森梶郎・同安之丞、右面々目見申付、披露奏者番
- 一村々庄屋共、於広庭目見申付、披露奏者番
- 一卯中刻撫養屋布乗舩、但一言丸、舩手広田加左衛門召連ル、巳中刻福良ニ着舩、同所屋布へ上ル
- 一稲田九郎兵衛川口迄罷出、於舩中目見申付
- 一同人於福良生肴献之、披露奏者番
- 一福良在番川嶋二作・同栄太郎、須本諸士惣代箕浦歆太目見申付、披露同断
- 一慈眼寺目見申付、札献之、披露奏者番
- 一於広庭村々庄屋共目見申付、披露同断
- 一巳下刻福良罷立候
- 一八幡村護国寺へ立寄、一見
- 一矢木村庄屋柏木孫七郎宅ニ而令小休候
- 一申上刻須本城ニ着（以下略）

享保13年正月28日に相続した宗員は帰国が許され、6月1日に阿波徳島城に入った。翌14年2月28日から南方巡見に出発し、3月2日には土佐国境を見分した。4日に椿泊の森甚五兵衛宅に寄り、6日に帰城した。同月11日から北方巡見に旅立ち、莊巖院地藏寺や熊谷寺、脇町東林寺、池田城跡、桂林寺、雲辺寺を参詣し、17日には撫養岡崎屋敷に入り、翌18日に福良に渡海し、この後、淡路巡見を続けた。淡路から徳島城に帰ってのは3月26

日のことであった。

相続後の初国入り時に実施された政治色の強い巡見で、ここでは引用を省いたが、鉄砲・槍・弓等を持ち参勤交代時に匹敵するような厳めしい行列であった。北方の境目を検分した後、東へ進み、脇町から吉野川を下って、3月17日には撫養岡崎屋敷に入った。同屋敷で、在番の藩士や庄屋等を引見している。翌日午前7時頃と同屋敷より出航し、11時に福良に着いて同屋敷へ入った。同屋敷でも在番の藩士や洲本諸士惣代の藩士を引見し、洲本城に移動した。連日のように、国境に加え名所旧跡の見分や家臣・領民の引見を連日行いながらの移動は慌ただしいものであっただろう。

ここでは、撫養岡崎屋敷と福良屋敷に立寄っているが、現地在番の藩士や庄屋の引見場として両屋敷を利用していることが注目できる。

おわりに 一鳴門海峡の統制一

徳島藩蜂須賀家における鳴門地域の支配、特に海峡の統制は、元和元(1615)年の淡路国加増が大きな画期となった。それは、小鳴門海峡に加え、撫養と福良を結ぶ鳴門海峡が、領国を結ぶ水上の道として政治的・経済的に重視されるようになったからである。その海峡の監視・統制にあたった責任者は軍制上の職、撫養城番であり、蜂須賀家政の信任が厚い益田家が起用された。撫養城番の支配に終止符が打たれたのが寛永15(1637)年のことであった。この年の「寛永の一国一城令」により城番制は払拭され、徳島藩の領国支配は新局面を迎えることになった。それまでの軍事体制から脱却し、地方支配機構などが整備され、政治による領国支配体制が確立する(62)。撫養城番廃止後に設けられたと推定される撫養岡崎屋敷と北泊屋敷にはそれぞれ輪番(のち番手)が配置され、彼らが統制にあたった。経済的な比重の高い小鳴門海峡には両輪番とは別に流通面の統制を図るために役人が置かれ、他国米移入の取締りが厳密に行われている。

土佐泊にあって、この仕事に従事したのは水軍の森一族の安之丞であった。森一族は16世紀中葉から土佐泊城に拠った海の豪族であったが、蜂須賀家の入封とともに阿波の海上の押えとして那賀郡椿泊に移住した。しかし、一族の者が土佐泊に残り、引き続き在地の統制に関わったことは注目される。

元和元年に淡路国が加増され、その直後に淡路の玄関口、福良浦に代官として派遣されたのは、鳴門と同じく森一族の七郎太夫であった。七郎太夫は撫養岡崎と呼応して鳴門海峡の渡海の仕事にあたる福良十人衆を取り立て、その創設にあたった。

森家は蜂須賀家の入部とともに、それまで培われた在地性を奪われ、江戸時代を通じて水軍を家職としたが封建官僚化の道を歩むと考えてきた(63)。しかし、今回の調査によって、森一族の者が鳴門海峡の統制や在地支配に関与し続けたことが確認できた。これは鳴門海峡の統制における一つの特質として指摘しておきたい。森一族の者が鳴門海峡の統制等に関与し続けたのは、操船技術や水上交通に長けていたこと、鳴門海峡に精通するなどの地の利があったものと考えられる。

森家の福良支配は2代で終るが、その後は福良浦川口番所支配がこれに代わった。同職は過渡的役職で、後の輪番(番手)に相当する。福良浦川口番所支配、そして福良浦番手のもとで福良十人衆は渡海にあたった。

福良十人衆の特徴は、その身分が流動的なことである。阿波側の岡崎十人衆は江戸時代を通じて世襲制を維持したため身分としては固定的にとらえることができるが、淡路側の福良十人衆は全く異なる。文政元(1818)年の「三原郡福良浦御屋敷付拾人衆棟付人数調帳」では、福良十人衆は富農が入手することができる身分、すなわち株となっていたのである。福良十人衆は、身分と職務が乖離し、本来彼らが担当すべき渡海業務は小家の者等があたり、手形改めや旅行者の監視、渡し船の手配にあたるにとどまっていたものと考えられる。

徳島藩が鳴門海峡を重視し、阿波側の撫養岡崎と淡路側の福良に、それぞれ十人衆を設け渡海にあたらせたのは、領国間の交通を維持する必要があったからである。今日では架橋され移動は自在のものとなっているが、江戸から明治時代には、鳴門海峡は渡海することができない日が1ヵ月に10日もあったという(64)、交通の難所であった。自然環境による幾多の困難を乗り越え260年にわたり鳴門海峡の交通は維持された。そうした江戸時代の歴史に思いを馳せ、実像を明らかにしていくことは、阿波・淡路の交流史の実態解明、そして世界遺産化を進めていく上で重要である。

注

- (1) 「公家譜」個人蔵
- (2) 享保4(1719)年、森甚大夫芳純編「古伝記」(森孝純氏蔵)参照。水軍の森氏に関しては、森甚一郎『木瓜の香り』(森先生遺稿集刊行会発行、1985年)、団武雄『阿波蜂須賀藩之水軍』(徳島市立図書館発行、1958年)がある。根津寿夫「徳島藩水軍の再編 一武家集団における秩序の形成一」(高橋啓先生退官記念論集『地域社会史への試み』所収、2004年)。
- (3) 自由な海の民である「海賊」に対して、戦国大名直属の水軍として「警固衆」がある。山内譲『海賊の海城 一瀬戸内の戦国史一』平凡社、1997年。
- (4) 「古伝記 二 村春忠村譜並子孫系統記」森孝純氏蔵
- (5) 前掲(4)
- (6) 毛利博物館蔵文書「豊臣秀吉朱印状写」、『山口県史』史料編 中世二、2001年)
- (7) 根津寿夫「城下町徳島の成立と阿波九城制の克服」(『史窓』41号、2011年、徳島地方史研究会)
- (8) 一般的には「寛永の一国一城令」は存在しないが、徳島藩の編年史『阿淡年表秘録』の寛永15(1638)年の条に、「此年 公儀ヨリ一国一城可為旨被仰出、依之御本城之外悉被毀之」とある。端城廃棄が幕府老中から命じられているが、そうした命令を徳島藩蜂須賀家は一国一城令と認識し九城の解体を進め、城番の城下町徳島への移住を図ったのである。
- (9) 石躍胤央「阿波藩における益田豊後事件について」(『藩制成立期の研究』、石躍胤央先生退官記念事業実行委員会編集・発行、1998年)
- (10) 『徳島県の中世城館』、徳島県教育委員会編集・発行、2011年
- (11) 「通船制道申付覚」(『大典記念阿波藩民政史料』上巻、徳島県、1916年)
- (12) 小橋靖「阿波塩業と製塩図一阿波の国づくりに寄せて」、特別展図録『蜂須賀三

- 代 正勝・家政・至鎮 - 25万石の礎 - 』、徳島城博物館、2010年)
- (13) 史料紹介 国文学研究資料館所蔵「至鎮様御代草案」(『藩世界と公儀—九州地方を中心に—』深谷克己編・発行) 参照。慶長14年 (No.17春清宛書状) には塩50俵が送られるなど、江戸前期に阿波の特産物として贈答に用いられている。
 - (14) 「蜂須賀至鎮書状写」(No.187益田壱岐守他宛)、「史料紹介 国文学研究資料館所蔵[至鎮様御代草案]」(『藩世界と公儀—九州地方を中心に—』深谷克己編・発行) 所収。
 - (15) 「諸事御定御沙汰書」、『阿波藩民政資料』、徳島県物産陳列場発行、1914年
 - (16) 石尾和仁「岡崎十人衆に関する覚書」、『徳島城下町研究序説』、2003年
 - (17) 「裏書」(『藩法集3 徳島藩』No.2、藩法研究会発行、1962年)
 - (18) 徳島のこと。天正13 (1585)年に蜂須賀家政が入国し猪山に築城した際、地名を渭津より徳島に改めた。しかし、2代藩主忠英は、承応元 (1652)年2月23日に渭津の旧号に復した。延宝6 (1678)年5代藩主綱矩が相続すると、10月7日に徳島の旧号に復した。
 - (19) 前掲 (16)
 - (20) 「撫養分間絵図」 徳島県立文書館蔵
 - (21) 『日本歴史地名大系第37巻 徳島県の地名』、平凡社、2000年
 - (22) 国文学研究資料館蔵、蜂須賀家文書No.1262
 - (23) 前掲 (21)
 - (24) 「諸御役人被 仰付来格式之帳」、『徳島藩職制取調書抜 上』、国立史料館、1983年
 - (25) 『藩法集3 徳島藩』No.1265、藩法研究会発行、1962年
 - (26) 「成立書并系図共 長谷川七右衛門」(徳島大学附属図書館蔵) によれば、長谷川七右衛門貞信は初め奥右衛門と名乗り、のち七右衛門と改めた。寛永11 (1634)年に親了徹 (長谷川小右衛門) の願いにより知行100石が給され小姓となったが、その後の経歴は不明。元禄3 (1690)年に没した。
 - (27) 『藩法集3 徳島藩』No.1264、藩法研究会発行、1962年
 - (28) 『藩法集3 徳島藩』No.1266、藩法研究会発行、1962年
 - (29) 「板野郡分間絵図」 公益社団法人三木文庫蔵
 - (30) 前掲 (21)
 - (31) 国文学研究資料館蔵、蜂須賀家文書No.1259
 - (32) 前掲 (24)
 - (33) 『藩法集3 徳島藩』No.1267、藩法研究会発行、1962年
 - (34) 「成立書并系図共 中村与市助」 徳島大学附属図書館蔵
 - (35) 高田豊輝著・発行『阿波近世用語辞典』、2001年
 - (36) 桑井薫著『阿波淡路両国番所跡探訪記』、1996年
 - (37) 中野正司「徳島藩における番所の成立について」、『鳴門史学』第二集、1988年
 - (38) 慶長20(1615)年の加増後は、淡路支配が徳島藩の課題であった。同年閏6月20日には池田家より岩屋、22日には由良城を受け取り、26日には早くも藩主至鎮が淡

路巡見を行っている。部分的ではあるが、10月27日付けで淡路支配の奉行が定められ、地方支配に長年経験のある牛田宗樹のもと、淡州政事方御用を命じられた岩田七左衛門と篠山加兵衛が政治にあたった。地方支配に関しては、寛永4(1627)年に長坂三郎左衛門ら8人の奉行が任じられ淡路惣検地が実施され、進展する。城所は、初めは由良が使われたが、淡路の南東端に位置し、城下町建設には手狭であったため、寛永11(1634)年に洲本に移転した(『阿淡年表秘録』)。家老は、元和5(1619)年の牛田宗樹没後、稲田修理が赴任したが同7年に脇城番に帰り不在であった。寛永8(1631)年に再び稲田修理が淡路に赴任し、後に洲本城代に就任した。洲本を中心に淡路支配が進められていった。

- (39) 「成立書并系図共 森長左衛門」徳島大学附属図書館蔵
- (40) 「蜂須賀至鎮判物写」(「古伝記 二」)、森 孝純氏蔵
- (41) 高田豊輝著・発行『阿波近世用語辞典』では、「不詳。当分預かる拝知の事か。」と記されている。
- (42) 「蜂須賀千松(忠英)黒印状」森 貞夫氏蔵
- (43) 「蜂須賀蓬庵黒印状」森 貞夫氏蔵
- (44) 国文学研究資料館蔵、蜂須賀家文書No.1271
- (45) 山本博司氏蔵。12代藩主蜂須賀斉昌が文化14(1817)年に11日間の行程で巡見したが、本図はその際に訪れた淡路国内の風景21場面を収める。徳島藩士大溝熊吉筆。御膳番を務め巡見に随行した山本兵次郎久晃が熊吉から譲り受け伝存する。
- (46) 江井浦は淡路市江井。淡路島の中央西岸に位置し、岡崎や北泊等と同じく陣屋があり、5年交替で平士が赴任した。高田豊輝著・発行『阿波近世用語辞典』参照。
- (47) 「浄頗梨鏡 延宝四年五月廿七月四日迄」(蜂須賀家文書No.392)、国文学研究資料館蔵
- (48) 洲本市立淡路文化史料館蔵。
- (49) 前掲(16)
- (50) 高田豊輝著・発行『阿波近世用語辞典』の拝知の項参照。
- (51) 高田豊輝著・発行『阿波近世用語辞典』の仕切株の項参照。
- (52) 洲本市立淡路文化史料館蔵。
- (53) 新見貫次氏収集資料「福良通行渡海手形」No.13、洲本市立淡路文化史料館蔵
- (54) 淡路の岩屋浦陣屋に配置された物頭で鉄砲組21人の支配頭で、親子で勤めた。高田豊輝著・発行『阿波近世用語辞典』参照。
- (55) 『藩法集3 徳島藩』No.2557、藩法研究会発行、1962年
- (56) 『藩法集3 徳島藩』No.2583、藩法研究会発行、1962年
- (57) 新見貫次氏収集資料「福良通行渡海手形」No.27、洲本市立淡路文化史料館蔵
- (58) 新見貫次氏収集資料「福良通行渡海手形」No.3、洲本市立淡路文化史料館蔵
- (59) 「文政元寅年十一月 三原郡福良浦御屋敷付人衆棟付人数調帳」では、十人衆の自家・小家を合わせ32艘の船舶を所有する。内訳は、八反帆1艘、四枚帆20艘、二枚帆1艘、漁船1艘、橋船8艘、伝間船1船。十人衆のうちで船舶を所蔵

しているのは藤本民蔵だけで、しかも漁船である。

- (60) 企画展「藩主の歩いた道 ー藩主の巡見と阿波の名所ー」パンフレット、徳島城博物館、2006年
- (61) 「享保十四己酉年中 北方筋并須本巡国一卷扣」(蜂須賀家文書No.333-1) 国文学研究資料館蔵
- (62) 石躍胤央「藩制の成立と構造 ー阿波藩を素材としてー」(『藩制成立期の研究』、石躍胤央先生退官記念事業実行員会編集・発行、1998年)。三宅正浩『近世大名家の政治秩序』校倉書房、2014年。
- (63) 前掲(3)
- (64) 「136加集寅次郎ら、淡路の徳島県編入を反対する」(『徳島市史 第二巻 行政編・財政編』、徳島市発行、1976年)。阿波・淡路分断は、明治3(1870)年の庚午事変の処分と理解されてきたが、実は淡路の人々の意見を尊重したものであった。明治13(1880)年内務卿伊藤博文は上申し、淡路の徳島県編入が元老院で議定されたが、この報せを聞いた津名・三原郡長の加集寅次郎らが速やかに反対意見を述べ政府の方針が転換している。その意見の一つに、鳴門海峡は、「一カ月平均十日位ノ渡海シ得可カラザルモノアリ」とある。藩命で維持された鳴門海峡の航路が、新時代を迎えてどのように推移したのか、今後解明すべき問題である。

(徳島市立徳島城博物館主任主査兼係長)

はじめに

江戸は徳川家康が移封を命じられた頃は小さな町に過ぎなかったが、家康の権力奪取とともに成長を遂げていった。幕府の採用した参勤交代制により、その流れに拍車がかかり、将軍の直臣である譜代大名や旗本・御家人だけでなく全国の大名が集まるに及んで、江戸は富と権力の集まる日本の首都に成長していった。

天下人である将軍のもとに大名が集まり、江戸城にいた将軍を頂点とする大名社会が誕生した。江戸城での将軍を中心とする大名世界はまさに宮廷政治(1)の様相を呈し、大名たちは戦場ではなく江戸城や大名社会で生き残りを賭けて闘うことになったのである。

ここでは、江戸における大名蜂須賀家のネットワークの中から鳴門を探ってみたい。

1. 徳島藩の江戸屋敷

江戸における大名のネットワークを考察する上で重要なのは藩邸の存在である。はじめに徳島藩蜂須賀の江戸藩邸(2)を確認しておきたい。

まず、参府時に藩主が生活した上屋敷であるが、初めは江戸城の辰口にあったため辰口邸、辰口屋敷(千代田区丸の内1丁目)と呼ばれた。元禄11(1698)年の火事により翌年鍛冶橋屋敷(千代田区丸の内3丁目)に移った(3)。後に、西前の路名をとって大名小路屋敷と改称している。北隣は土佐藩山内家の上屋敷、南隣は南町奉行所であった。

中屋敷は、まず芝屋敷(港区芝5丁目)が挙げられる。同屋敷は文化3(1806)年に三田屋敷と改称した。また宝暦8(1758)年には八丁堀屋敷(中央区湊町1丁目)を拝領した。

下屋敷は、目黒屋敷(港区白金台5丁目)と小名木澤屋敷(江東区北砂3丁目)がある。目黒屋敷は文化3(1806)年に白金屋敷と改称した。小名木澤屋敷は、寛文4(1664)年に3代藩主光隆の弟で幕府詰衆を勤めた隆重が拝領した屋敷である。この他に抱え屋敷があったが、ここでは省略する。

上屋敷の「鍛冶橋屋敷指図」(4)をみると、東西87間、南北51間余で、中央が藩主や正室の居住空間で、その周囲に家臣の住む長屋が幾重にも取り巻くように配置され、建物が密集し手狭な印象を受ける。大名は非常時に備えて江戸に多くの家臣を置いていたが、彼らを住ませるため上屋敷だけでなく多くの屋敷が必要であった。

徳島藩の下屋敷、小名木澤屋敷は、松平定信の『花月日記』(5)に登場する。文化12年(1815)3月19日条には、定信と夫人、嫡子夫人(11代藩主蜂須賀治昭の娘、綱)が同屋敷を訪れ、庭園を鑑賞している。小名木澤屋敷の庭園は素晴らしく、定信は「おほく、よその庭をミしが、尾・紀などに御園はいはじ、外にハか斗のハ、ミざりしと見へり」と激賞している。上屋敷は公式に客をもてなす空間であったのに対して、下屋敷は格式にとられず大名同士の親交を深める憩いの場になっていたものと思われる。

大名たちは屋敷を訪問しあいながら情報を交換し親交を深めていったのである。

2. 江戸におけるネットワーク

江戸における大名のネットワークを、徳島藩蜂須賀家を中心に探してみたい。

史料として対象にするのは、初代藩主蜂須賀至鎮（1586～1620）の慶長期の「草案」（6）である。連続ではないが、慶長14（1609）年6月25日から同18（1613）年12月9日までの期間で、7冊で446通の発給書状を所載する。ここでは、駿府・江戸における情報入手（家康・秀忠の上洛）、茶事によるネットワークについて史料を提示し考察する（下線は筆者）。

史料1（7）

雖無指儀候致啓達候、去頃者為 御目見、駿府へ御下向之由遅承、以使者も不得御意、失本意存候、先以御仕合共にて御下着之由、珍重此事候、於駿府珍敷御沙汰も無御坐候哉、承度候、御所様近々御上洛之様ニ風説御座候、様子委被仰付（聞）候者可忝候、返々無残所御仕合にて御上之由、大慶不可過之候、恐惶、

（慶長14年）八月十六日

大修理様

史料2（8）

其地再往御見舞之由、御苦勞共候、先度者種々御懇意過分至極存候、随而蓬庵へ御心付候通具申聞候、被寄思召奇特之御懇情、別而忝由被申候、内々罷下致 御目見度内存御坐候、去春已来者、眼病散々之躰候つる、頃者すきとよく御坐候間、頓而可罷下由被申候、大御所様年内ニも御上洛之様ニ、去頃下々申成候キ、必定被聞召届候者、御報ニ可示被下候、猶追而可得御意候、恐惶、

（慶長14年）九月廿四日

藤泉様（追而書略）

史料3（9）

被寄思召遠路示被下忝存候、誠其已後良久不得御意、御床敷奉存候、知恩院為御普請永々御在伏見之由御苦勞令察候、御普請致首尾御在所へ被成御帰候由珍重存候、随而駿府御無事之由被仰聞大慶奉存候、如仰来春 大御所様於御上洛被成者、伏見ニ而遂面上候条、相積儀可申承候、先可申候を伊勢のし二丁被懸御意、別而過当至極候、次鶴之儀則二居致進覧候、猶期後日候、恐惶

（慶長14年）十月六日

織民少様

史料4（10）

其地蒲生飛驒殿屋敷火事出来之由承候、必定にて御坐候哉、火本拙子屋敷近所候条無心元、此者遣申候間如此御坐候、將軍様当春御上洛之由、事實御坐候哉、承度存候、諸事珍敷御沙汰候者、可被仰聞候、其已後者杳久不得御意、御床敷存候、猶期後音之時候、恐惶、

（慶長16年）正月十五日

鶴兵庫様・土大炊様・藤宗右様

史料5（11）

去二日・三日之御状両通、自三左衛門（池田輝政）殿届被下、今日九日ニ拝見仕候、

御讓位三月廿七日之御日取、御所様近々就被成 御上洛、私式も可罷登旨、謹而奉得其意候、急度可致上着候、恐々謹言

(慶長16年) 二月九日

本多上野介殿

史料6 (12)

貴札忝候、隨而正月五日・九日・十日之内朝晩之間御茶可被下候由、過分存候、細内記(細川忠利)殿申談自是御報可得御意候、恐惶、

(慶長17年) 十二月晦日

青伯耆様 御報

史料7 (13)

如仰新春之御慶珍重候、仍来十六日之朝御茶可被下候由忝候、必可致祇候候、恐惶、

(慶長18年) 正月三日

丹五郎左様 貴報

史料8 (14)

今朝者、御茶被下忝存候、尤以參御礼可申上候へとも、先如此御坐候、尚期貴面之時候、恐惶、

(慶長18年) 正月六日

大相州様

史料9 (15)

只今者御茶被下忝存候、尤以參上御礼可申候へとも、被下酔無正躰候条、先如此御坐候、猶期拝顔

之時候、恐惶、

(慶長18年) 正月八日

鳥土佐守様

史料10 (16)

明十日之朝、御茶可被下 上意之由忝奉存、其節從早々登城可仕候、恐々謹言、

(慶長18年) 正月九日

酒井雅樂頭殿

史料11 (17)

明朝御茶可被下旨 上意之由、從酒井雅樂頭殿被仰下候、貴様へ被召寄義、被成御延引可被下候、何様以貴面、可得御意候、恐惶謹言、

(慶長18年) 正月九日

青伯耆様

史料1は、駿府に下向した大野治長に対して同地での情報を求めたもの。治長は淀殿の乳母大蔵卿局を母に持つ豊臣秀頼の近臣で、豊臣秀吉に取り立てられた大名蜂須賀家とは親交があったのである。豊臣家臣に徳川家康の動向を尋ねるといふ構図は滑稽だが、それだけ蜂須賀至鎮は大御所家康の動向に関心を持っていたのである。

史料2は家康の信任が厚かった藤堂高虎に対して家康の上洛に関する情報を求めたもの。大名間では取沙汰されていたのだろうが、正確な情報を高虎から得ようとしている。

史料3は、織田信長の弟信包の嫡子で、徳川家康に仕えていた信重に宛てた書状で、来春（慶長15年）に家康が上洛するので、伏見で面会することを約しているが、結局、家康の上洛は実現しなかった。

大名間で交わされていた情報は必ずしも確実なものばかりではなかった。また情報は正しくともその通りに実行される訳ではなかった。天下人の思考や行動が明らかにされていなかったのも、譬え不確実であっても大名たちは情報が欲しかった。江戸初期の大名社会において情報こそが生命線であったのだ。

史料4は、将軍秀忠が近く上洛するかどうか、側近の者たちに尋ねている。

史料5は、有名な二条城の会見に先立つ時期の書状で、家康の側近である本多正純に、上洛の際には自分（至鎮）も参上するつもりであることを伝えてくれるよう述べている。情報次第で大名は速やかにかつ適切な行動をとる必要があった。

以上、蜂須賀至鎮の書状から駿府・江戸における情報入手と情報の意味についてふれた。

次に、大名のネットワークの一端をみておきたい。特に慶長17・18年の茶事に着目する。

史料6は、徳川家光の傅役、青山忠俊から熱烈な茶事の誘いを受け、義兄弟にあたる細川忠利と相談し回答すると述べる。

史料7は、外様大名丹羽長重の茶事の誘いに対し、必ず祇候すると確約する。

史料8は、大久保忠隣の家敷で行われた茶事に参上した礼を述べたもの。忠隣は将軍徳川秀忠付きの年寄として権勢を振るったが、この書状の翌年に改易された。

茶事には酒がともなう。史料9は茶事の礼として参上するところだが、正体なく酔ってしまったので書状で礼を述べるとある。

史料10は、将軍秀忠主催の茶事の誘いを受け、喜んで参上することを秀忠付き年寄の酒井忠世に伝えたもの。これを受け、先約のあった青山忠俊に断りを入れている（史料11）。

いずれも慶長17(1612)年から翌18(1613)年に書状であるが、現存の書状の一部を紹介したに過ぎない。譜代・外様に関係なく、盛んに茶事が行われ、大名たちが訪問し合っている様子が窺われる。茶事によって大名同士の関係を深め、情報を共有するとともに、将軍を頂点とする大名社会において少しでも立場を良くしようと腐心していたのである。

大切なのは、藩主自身が大名のネットワーク作りの先頭に立っていたことである。後には江戸留守居役が設けられ大名社会の情報の共有が図られるのであろうが、ここで紹介した江戸初期の時点では、藩主自身が陣頭指揮を執っていたのである。

おわりに

初代藩主蜂須賀至鎮の書状控「草案」をもとにして、江戸における大名のネットワークの一端をみてきたが、鳴門については現れなかった。江戸留守居役の日記「御旧記書抜」（18）についても調査を行ったが同じ結果となった。

今後は、世の中が安定した江戸中期以降の蜂須賀家文書や他の大名家の史料についても調べてみたい。その場合、鳴門を象徴とするもの（例えば、塩や鯛といった品物や渦潮、水門など）も対象としたい。

注

- (1) 山本博文『江戸城の宮廷政治 - 熊本藩細川忠興・忠利父子の往復書状 - 』、読売新聞社、1993年
- (2) 平井義人「徳島藩江戸屋敷の変遷と藩邸研究の諸課題」、『史窓』23号、徳島地方史研究会、1992年。高田豊輝著・発行『阿波近世用語辞典』の江戸御屋敷の項参照。
- (3) 『徳島県史料 第一巻 - 阿淡年表秘録 - 』、徳島県史編さん委員会編、1964年
- (4) 徳島城博物館蔵。宝暦7(1757)年から10(1760)までの指図。
- (5) 天理図書館蔵。同史料は、桑名市博物館の杉本竜学芸員の教示による。
- (6) 史料紹介 国文学研究資料館所蔵「至鎮様御代草案」(『藩世界と公儀—九州地方を中心に—』深谷克己編・発行)参照。「草案」については、三宅正浩「蜂須賀家文書「草案」の構成と伝来」(『近世大名家の政治秩序』校倉書房、2014年)がある。
- (7) 「史料紹介 国文学研究資料館所蔵[至鎮様御代草案]」(『藩世界と公儀—九州地方を中心に—』深谷克己編・発行)所収、No.24大野治長宛書状。以下、番号だけを記す。
- (8) No.59藤堂高虎宛書状。高虎は慶長13(1608)年に今治20万石から伊賀・伊勢8郡で22万石に加増・転封された。
- (9) No.84織田信重宛書状。信重は豊臣秀吉、徳川家康に仕え1万石。
- (10) No.222鶴殿氏長・土井利勝・藤宗右宛書状。鶴殿氏長は旗本・1700石、土井利勝は秀忠の側近で当時3万2千石、のちに老中となり古河16万石、さらに大老となった。藤宗右衛門は不詳。いずれも将軍秀忠の近臣。
- (11) No.226本多正純宛書状。正純は家康の側近の年寄で権勢を振るった。当時は、上野小山3万3千石。
- (12) No.249青山忠俊宛書状。忠俊は当時1万石で、後に岩槻5万5千石。
- (13) No.255丹羽長重宛書状。長重は関ヶ原の戦いで西軍に属したため改易され、慶長8(1603)年に許され常陸古渡1万石、後に陸奥白河10万700石。
- (14) No.267大久保忠隣宛書状。忠隣は小田原6万5千石で秀忠付き年寄。慶長19(1614)年改易。
- (15) No.271鳥居成次宛書状。鳥居元忠の3男で、甲斐郡内2万石。
- (16) No.274酒井忠世宛書状。忠世は秀忠付き筆頭年寄で、上野厩橋8万5千石。
- (17) No.276青山忠俊宛書状。
- (18) 国文学研究資料館蔵、蜂須賀家文書No.375。8冊。西田猛発行『国文学研究資料館蔵 阿波蜂須賀家文書 御旧記書拔』巻一～四(2005～2006年)参照。

(徳島市立徳島城博物館主任主査兼係長)